消費生活用製品安全法に基づく

製品事故情報報告・公表制度の解説

～ 事業者用ハンドブック 2012 ～

消費者庁　経済産業省

目　次

1.1　製品事故情報報告・公表制度の目的と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・　１

1.2　製品事故情報報告・公表制度の創設と背景・・・・・・・・・・・・・・・　２

1.3　経年劣化が原因の事故を防止する新たな制度の創設・・・・・・・・・・・　３

1.4　消費者行政の司令塔としての消費者庁の発足・・・・・・・・・・・・・・　４

1.5　製品事故情報報告・公表制度の概要と制度のフロー・・・・・・・・・・・　６

2.1　消費生活用製品の定義・考え方（法第２条第１項）　・・・・・・・・・・　９

2.2　消費生活用製品から除外されている製品・・・・・・・・・・・・・・・・１１

2.3　消費生活用製品となる製品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

3.1　製品事故及び重大製品事故の定義、製品事故とは・・・・・・・・・・・・１８

3.2　重大製品事故の要件、報告対象となる製品事故とは・・・・・・・・・・・２０

4.1　製品事故情報の収集・報告、事業者の基本的な責務・・・・・・・・・・・２４

4.2　製造事業者または輸入事業者の報告義務・・・・・・・・・・・・・・・・２５

4.3　報告義務をどのように履行すれば良いのか・・・・・・・・・・・・・・・２６

4.4　事実の確認、重大事故の判定、報告期限の考え方・・・・・・・・・・・・２７

4.5　消費者庁への重大製品事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

4.6　重大製品事故の報告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

4.7　独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)への製品事故情報の報告・・・５１

4.8　製品事故の発生を知ったら（製造・輸入業者の場合）　・・・・・・・・・５２

4.9　製品事故の発生を知ったら（販売事業者の場合）　・・・・・・・・・・・５３

4.10　製品事故の発生を知ったら（修理・設置工事事業者の場合）　・・・・・５５

5.1　消費者庁等による重大製品事故の公表の流れ・・・・・・・・・・・・・・５９

5.2　消費者庁による具体的な事故情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・６１

5.3　事故情報の技術的調査・原因分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

5.4　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））による調査後の対応・・・・６２

6.1　再発防止対策をどのように講ずればよいか・・・・・・・・・・・・・・・・６４

6.2　リコール開始及び進捗報告の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６

6.3　再発防止対策に販売事業者はどのように協力するのか・・・・・・・・・・６８

6.4　再発防止対策の実施における個人情報の取り扱いについて・・・・・・・６９

6.5　経済産業省による再発防止策、危害防止命令、罰則・・・・・・・・・・７０

6.6　消費者庁による体制整備命令、罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２

7.1　製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン・・・・・・・・・・・・７３

8.1　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））の制度の概要・・・・・・７４

8.2　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））への業務用電気用品
の事故報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

8.3　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））への業務用ＬＰガス器具
の事故報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

8.4　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））への事故報告様式・・・・・７９

8.5　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））への連絡先一覧・・・・・・８３

8.6　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））への事故情報収集制度
における事故情報の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４

1.1 製品事故情報報告・公表制度の目的と趣旨

◇ 私たちの日々の生活で使用される製品の安全性を確保するためには、事業者による安全な製品の製造･輸入･販売や消費者への情報提供、消費者による製品の合理的な選択や使用、行政による安全性確保のための取組など、事業者、消費者、行政のそれぞれが適切にその役割を果たすことが不可欠です。

◇ そのためには、危険性のある製品の製造・輸入・販売の防止は勿論のこと、製品事故が発生した場合には、事故に関する情報を社会全体で共有し、その再発を防止することが必要です。このため、メーカー等の事業者に対する国への製品事故の報告の義務付けや、国から消費者に向けて事故情報を迅速かつ的確に提供することが不可欠です。

◇ こうした観点から、消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号。）において、『製品事故情報報告・公表制度』が創設されました。

◇ この制度は、製品事故の情報収集、公表、その再発防止の措置などが掲げられ、事業者と国の行政機関が一体となって、製品事故の発生の防止に取り組むものです。

◇ 事業者の方々は、事業活動を行うに際して、消費生活用製品安全法におけるこうした制度の趣旨を十分理解し、製品事故に対して適切に対応することが求められます。こうした制度を着実に実施することによって、一人でも多くの国民が製品事故の犠牲とならないよう、安全・安心な社会の構築を目指していきましょう。

1.2 製品事故情報報告・公表制度の創設と背景

◇ 平成１８年に社会問題として世間の耳目を引くに至ったガス瞬間湯沸器（ゆわかしき）による一酸化炭素中毒死傷事故を契機として、家庭用シュレッダーによる幼児の手指切断事故など、私たちの生活で使用されている身の回りの製品での痛ましい事故が次々と明らかになりました。

◇ こうした製品事故への対応をつぶさに調査・分析した結果、製品について一番熟知し、それに責任を持っている製造事業者又は輸入事業者が消費者に事故情報の提供や注意喚起をほとんど行っていなかったことや、行政に対しても事故情報がほとんど報告されていないことが明らかになりました。

◇ 製品事故情報の収集や公表については、平成１８年以前から、事業者の協力に基づく任意の制度として実施されていましたが、法的に義務付けられていませんでした。このため、事故の再発防止措置等を迅速に行うことが難しい状況にあり、行政による対応の遅れや対応の不備が生じたことを指摘される結果となりました。

◇ こうした教訓を踏まえて、私たちの身の回りの製品に係る事故情報の報告・公表制度を新たに設けるため、平成１８年１１月、第１６５回臨時国会において、消費生活用製品の安全性について幅広く規定している消費生活用製品安全法の改正法案が審議され、衆議院及び参議院の全会一致で成立し、平成１８年１２月６日に公布、平成１９年５月１４日から施行されました。

1.3 経年劣化が原因の事故を防止する新たな制度の創設

◇ 平成１９年５月に製品事故情報報告・公表制度が施行され、重大製品事故が製造事業者・輸入事業者から経済産業省（平成２１年９月からは消費者庁）に報告される中で、製品の経年劣化が事故の原因であると判断されるものが確認されるようになりました。

◇ このため、市場出荷後の製品について経年劣化による事故を未然に防止する措置の必要性が認識されるに至りました。そこで、平成１９年１１月、第１６８回臨時国会において、消費生活用製品安全法の一部を改正し、新たに「長期使用製品安全点検制度」を創設し、同月に公布、平成２１年４月１日から施行されました。

◇ この制度では、消費者自ら製品の保守を行うことが難しく、経年劣化による重大製品事故の発生のおそれが高い製品を特定保守製品と位置づけ、事故を未然に防止するために消費者が点検保守等を適切に行えるよう製造・輸入事業者、販売事業者、関連事業者が支援する仕組みが設けられました。

◇ これと同時に、電気用品安全法には、重大製品事故の発生件数が多い製品について、設計上の標準使用期間等の表示を定め、消費者に長期使用時の注意喚起を促す制度として「長期使用製品安全表示制度」が設けられました。

経年劣化対策（長期使用製品安全点検制度等）

○目的: 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止

○内容: 特定の製品に関し、事業者が、消費者が行う保守をサポートし、長期使用時の製品の点検を促進

－製造・輸入事業者が、製品への表示等の情報提供や点検通知・点検の応諾を実施
－販売業者は、消費者に対する説明を行うとともに、消費者による製造・輸入事業者に対する所有者情報の登録を取り次ぐ
－国は経年劣化の危険情報を収集し、分析して公表

○施行時期：2009年4月1日から

1.4 消費者行政の司令塔としての消費者庁の発足

◇ 平成２０年になると、第１６９回通常国会において「消費者行政を統一的、一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織」との構想から、消費者庁を創設することについての議論が行われ、平成２１年６月、第１７１回通常国会において、消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者安全法等の法律が可決され、「消費者に身近な諸法律を所管」、「消費者被害・事故等の情報を一元的に集約」、「消費者行政の司令塔として各省庁に対する勧告、措置要求、すき間事案への対応」を柱とする消費者庁が同年９月１日に発足しました。

◇ 消費者庁の発足により、消費生活用製品安全法に基づく、製品事故情報報告・公表制度については、重大製品事故の受理及び公表の業務を消費者庁が行い、重大製品事故の事故原因の究明・分析を消費者庁及び経済産業省が共同して行い、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への調査指示及び再発防止策の実施を経済産業省が行うこととなりました。

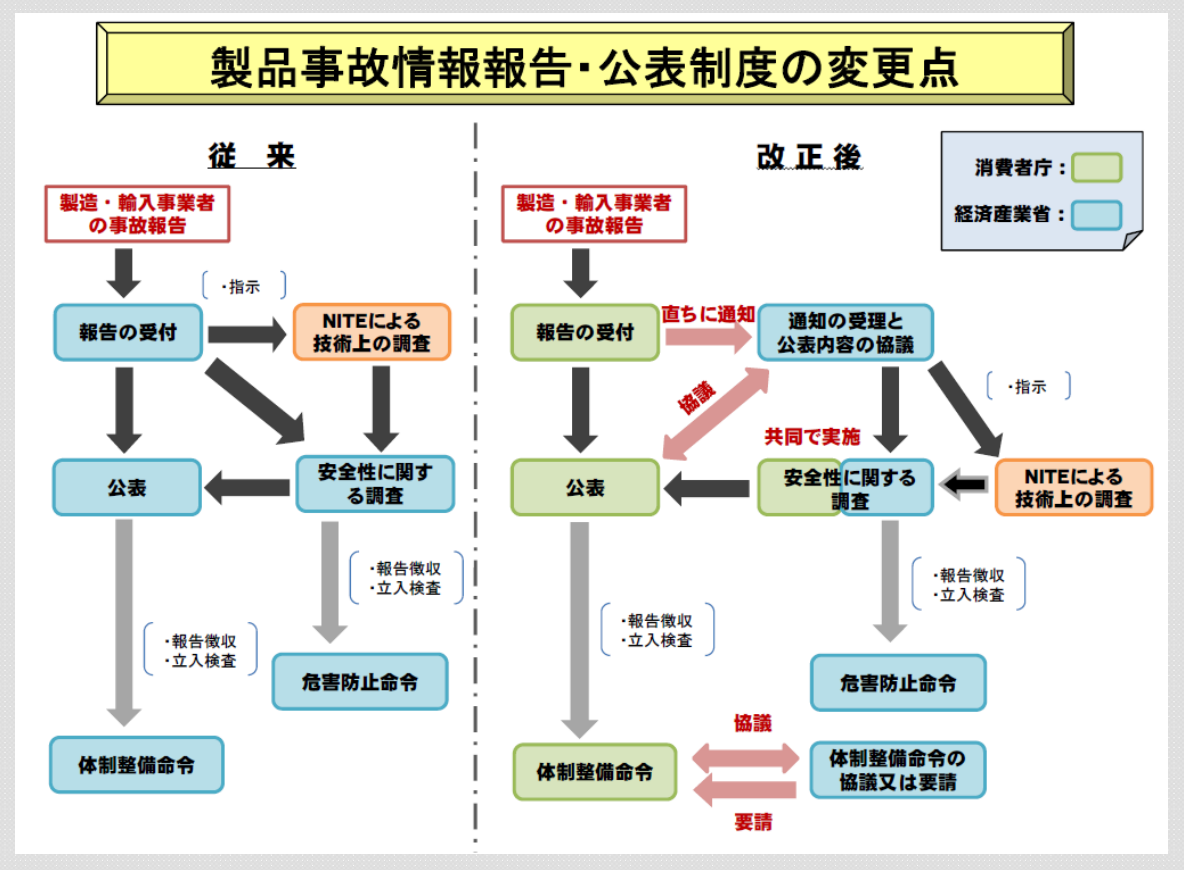

消費生活用製品安全法とは

消費生活用製品安全法の目的

- 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品の安全性を確保する一般法として、昭和４８年に公布、翌年から施行された後も、時代の要請を踏まえた数々の改正を経て、現在に至っています。
- 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害発生及び拡大の防止を図るため、以下の措置を講じており、これにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

消費生活用製品安全法による措置

- 危険性の高い消費生活用製品（特定製品）の技術基準を定め、安全性の担保されない製品の販売等を規制
- 製品事故に関する情報の収集及び提供等
- 一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生又は発生するおそれがある場合には、製品回収等の命令。
- 長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い消費生活用製品（特定保守製品）９品目について、保守基準を定め安全を確保する点検制度を創設（長期使用瀬品安全点検制度）

一般消費者の利益の保護

1.5　製品事故情報報告・公表制度の概要と制度のフロー

◇ 製品事故情報報告・公表制度は、大きく分けて次の二つの内容から構成されています。

① 事故情報の収集と公表
② 事故原因の究明と再発防止対策

◇ 本制度では、事故情報の迅速な収集と公表によって、その後の同種の事故の再発防止につながることを期待しています。

① 事故情報の収集と公表

1 事故情報に関する事業者の基本的な責務

消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者又は小売販売事業者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、これを一般消費者に適切に提供するよう努めなければなりません。

（消費生活用製品安全法第34条第1項）

2 製造・輸入事業者に事故報告義務が課せられています。

消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったとき、知った日から１０日以内に、当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を内閣総理大臣に報告しなければなりません。

（消費生活用製品安全法第35条第1項及び第2項、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第3条）

3 内閣総理大臣（消費者庁）が事故内容等を迅速に公表します。

内閣総理大臣は、事業者から報告を受けたこと等により重大製品事故の発生を知った場合には、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を一般消費者に迅速に公表します。

（消費生活用製品安全法第36条第1項）

4 販売事業者等は重大製品事故を通知するよう努めなければなりません。

消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったとき、重大製品事故の内容を、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

（消費生活用製品安全法第34条第2項）

② 事故原因の究明と再発防止対策

1 事故の再発防止に関する事業者の基本的な責務

消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について事故が生じた場合には、その製品事故の原因を調査し、製品の自主回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

（消費生活用製品安全法第38条第1項）

2 販売事業者は製品回収等の措置に協力するよう努めなければなりません。

消費生活用製品の販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が消費生活用製品の回収措置等を行うときは、当該措置等に協力するよう努めなければなりません。

（消費生活用製品安全法第38条第2項及び第3項）

◇ 本制度における重大製品事故の発生から、製造事業者又は輸入事業者による製品事故情報の報告、内閣総理大臣及び経済産業大臣等による事故情報の公表、さらには報告を怠った事業者に対する命令や罰則といった一連の流れは、次頁のとおりです。

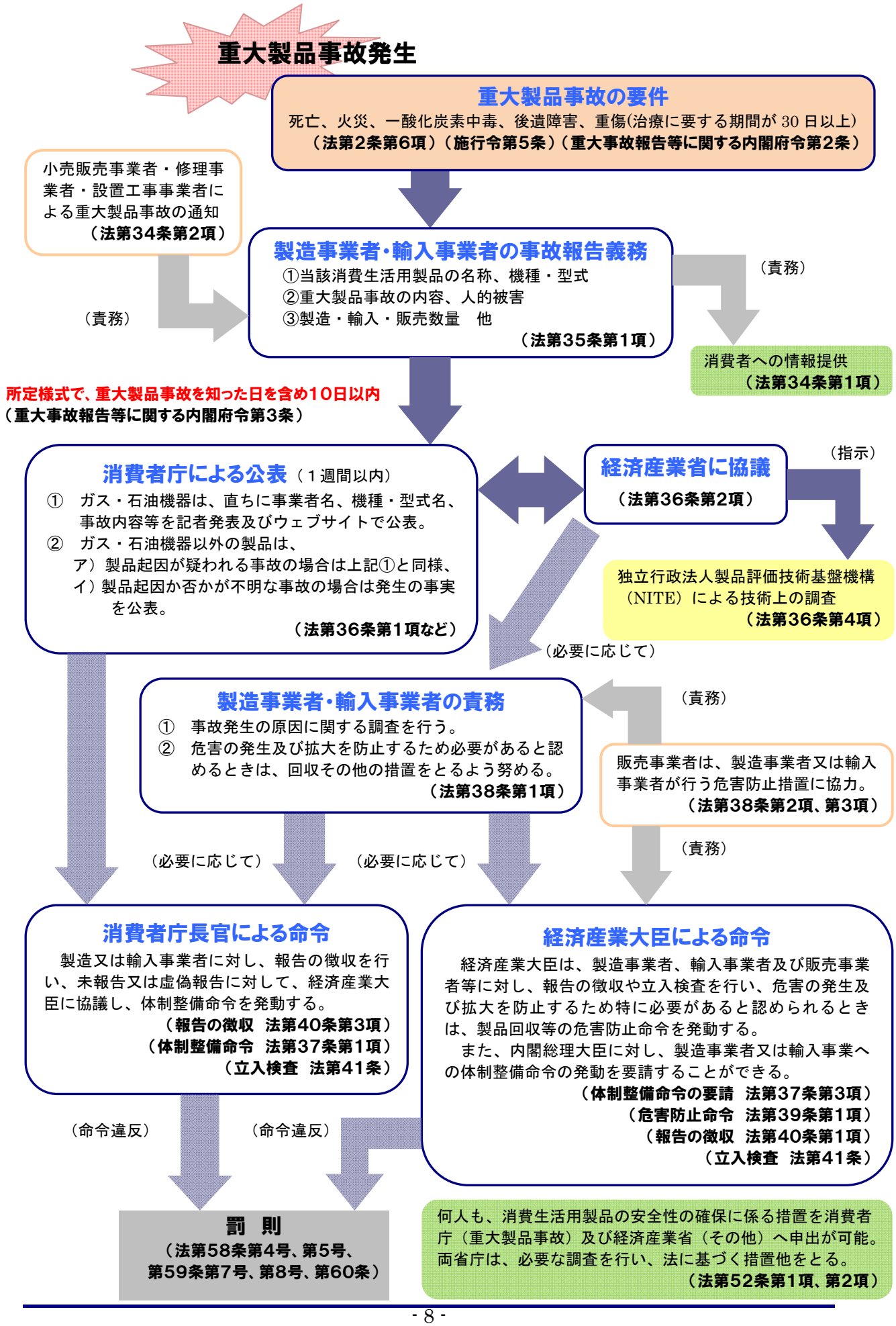
重大製品事故発生
重大製品事故の要件
死亡、火災、一酸化炭素中毒、後遺障害、重傷(治療に要する期間が 30 日以上)
（法第2条第6項）（施行令第5条）（重大事故報告等に関する内閣府令第2条）
小売販売事業者・修理事業者・設置工事事業者による重大製品事故の通知
（法第34条第2項）
（責務）
製造事業者・輸入事業者の事故報告義務
①当該消費生活用製品の名称、機種・型式
②重大製品事故の内容、人的被害
③製造・輸入・販売数量　他
（法第35条第1項）
（責務）
消費者への情報提供
（法第34条第1項）
所定様式で、重大製品事故を知った日を含め10日以内
（重大事故報告等に関する内閣府令第3条）
消費者庁による公表（１週間以内）
① ガス・石油機器は、直ちに事業者名、機種・型式名、事故内容等を記者発表及びウェブサイトで公表。
② ガス・石油機器以外の製品は、
ア）製品起因が疑われる事故の場合は上記①と同様、
イ）製品起因か否かが不明な事故の場合は発生の事実を公表。
（法第36条第1項など）
経済産業省に協議
（法第36条第2項）
（指示）
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による技術上の調査
（法第36条第4項）
（必要に応じて）
製造事業者・輸入事業者の責務
① 事故発生の原因に関する調査を行う。
② 危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、回収その他の措置をとるよう努める。
（法第38条第1項）
（責務）
販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行う危害防止措置に協力。
（法第38条第2項、第3項）
（責務）
（必要に応じて）
（必要に応じて）
消費者庁長官による命令
製造又は輸入事業者に対し、報告の徴収を行い、未報告又は虚偽報告に対して、経済産業大臣に協議し、体制整備命令を発動する。
（報告の徴収　法第40条第3項）
（体制整備命令　法第37条第1項）
（立入検査　法第41条）
経済産業大臣による命令
経済産業大臣は、製造事業者、輸入事業者及び販売事業者等に対し、報告の徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、製品回収等の危害防止命令を発動する。
また、内閣総理大臣に対し、製造事業者又は輸入事業への体制整備命令の発動を要請することができる。
（体制整備命令の要請　法第37条第3項）
（危害防止命令　法第39条第1項）
（報告の徴収　法第40条第1項）
（立入検査　法第41条）
（命令違反）
（命令違反）
罰　則
（法第58条第4号、第5号、第59条第7号、第8号、第60条）
何人も、消費生活用製品の安全性の確保に係る措置を消費者庁（重大製品事故）及び経済産業省（その他）へ申出が可能。両省庁は、必要な調査を行い、法に基づく措置他をとる。
（法第52条第1項、第2項）

2.1 消費生活用製品の定義・考え方（法第２条第１項）

◇ 法第２条第１項において**消費生活用製品とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）」と定義**されています。

◇ 一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されている製品（別表に掲げるものを除く。）は、すべて法の対象製品となります。

◇ 法では、**消費生活用製品から除外される製品**（すなわち、「別表に掲げるもの」）については明確に列記していますが、**消費生活用製品そのものを限定的に列記していません。**これは、技術革新等によって、新たな製品が次々と世の中に出るたびに、消費生活用製品として追加・列記していくことは事実上困難であり、一般消費者の安全の確保に支障を来たすことがないよう、消費生活用製品から除外される製品のみを限定的に列記するといった方式（ネガティブリスト方式）が採られているためです。

◇ 「主として一般消費者の生活の用に供される」とは、事業者又は労働者が、その事業又は労働を行う際に使用する場合以外のすべての場合をいいます。ただし、事業者又は労働者であっても、その事業又は労働に従事していない場合には、「一般消費者」となります。

◇ 消費生活用製品のうち、一部がたまたま業務用として用いられた場合、例えば、「パソコン」を会社のオフィスで使用する場合、「石油ストーブ」を作業場で使用する場合、「ソファー」をホテルの客室で使用する場合などであっても、これら製品は消費生活用製品安全法の対象となります。

◇ 製造事業者等が業務用として製造又は輸入している製品であっても、その製品の仕様や販路等から判断して、例えば、一般消費者がホームセンター等の店舗や、カタログやインターネットによる通信販売等で容易に購入可能で、一般家庭でも広く使用できるような製品は消費生活用製品と解されます。

◇ 「製品」とは、工業的プロセスを経た物であって、独自に価値を有し、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されるものをいいます。したがって、建築物、構築物（遊園地のメリーゴーランド等）、鉄道車両、一次産品（原油、鉄鉱石、石綿（アスベスト）等）等は、法における製品には含まれません。

◇ 「部品」については、その使用が主として事業者であることが多く、また、製品に組み込まれて使用され、一般消費者が市場で購入するようなものではないこと等から、通常、消費生活用製品に含まれません。ただし、消費生活用製品に組み込まれて使用されるものの、市場で一般消費者に販売されているような、乾電池、カッターの替え刃、スキーのビンディング等は、もはや部品ではなく、これ自体が製品とみなされることから、これらは消費

生活用製品に該当しますので注意が必要です。

◇ 他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっている製品は、「別表に掲げるもの」として消費生活用製品から除外されています。このため、別表に掲げられた製品で重大事故が発生した場合には、法に基づく事故報告の義務は発生しませんので、個別の法令に従って対処することが必要です。

2. 2　消費生活用製品から除外されている製品

★消費生活用製品安全法（別表）

一　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける**船舶**

二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する**食品**及び同条第二項に規定する**添加物**並びに同法第六十二条第二項に規定する**洗浄剤**

三　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等　（いわゆる、**消火器具等**をいいます。）

四　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する**毒物**及び同条第二項に規定する**劇物**

五　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する**道路運送車両**

六　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する**容器**

七　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二条第二項に規定する**猟銃等**

八　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する**医薬品**、同条第二項に規定する**医薬部外品**、同条第三項に規定する**化粧品**及び同条第四項に規定する**医療機器**

九　前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で**政令で定めるもの**　※（具体的には、以下の施行令に示したものです。）

★消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

（消費生活用製品から除かれる製品）
第十八条　法別表第九号の政令で定める法律は、別表第四の上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第四　（第十八条関係）
一　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項各号に掲げる事項に係る**物件**
（例えば、**船舶用機関**及び**船舶用品**等をいいます。）

二　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条各号に掲げる**自動車の装置**及び同法第四十四条第三号から第十一号までに掲げる**原動機付自転車の装置**
（例えば、**タイヤ**、**タイヤチェーン**、**窓ガラス**、**ヘッドライト**、**方向指示器**、**チャイルドシート**、**スキーキャリア**、**カーナビ**、**カーステレオ**等をいいます。）

対象製品を限定的に列記していません。

消費生活用製品安全法では、私たちの身の回りで使用する製品のうち、消費生活用製品の対象とならない製品のみを特定し、それら以外の製品はすべて消費生活用製品となることとなっています。

＜消費生活用製品＞

主として、一般消費者の生活の用に供される製品全般

船舶安全法【船舶】

食品衛生法【食品･添加物･洗浄剤】

消防法【消火器具等】

毒物及び劇物取締法【毒物･劇物】

道路運送車両法【自動車等】

高圧ガス保安法【LP ガスボンベ】

武器等製造法【猟銃等】

薬事法【医薬品･医薬部外品･化粧品･医療機器等】

消費生活用製品安全法で定める特定製品、特別特定製品

電気用品安全法【電気用品】*

ガス事業法【ガス用品】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律【液化石油ガス器具等】*

消費生活用製品から除外されるもの

消費生活用製品に含まれるもの

（＊一部業務用製品（液化石油ガス器具等にあっては供給設備に用いられている器具）は除外）

2. 3　消費生活用製品となる製品

◇ 法では、消費者の生活の用に供する製品のうち、他の法律（前記）により安全性が担保されている製品のみを除いたすべての製品を対象としています。

◇ 具体的にどのような製品が消費生活用製品に該当する、あるいは該当しないのか、製品例（判断に迷うと思われるものを中心に）を以下に掲げました。

Q & A　消費生活用製品と業務用製品を区別する基準は？

●「一般消費者に販売」とは、どのような場合を言いますか。

対象　一般消費者を対象にした小売店舗での販売の他に、インターネットや他の方法による各種通信販売等も含め、一般消費者の生活の用に供される目的で、製品を市場で販売することを言います。このため、ＤＩＹ（Do It Yourself の略語）製品を扱うホームセンター等で一般消費者向けに販売されている製品は該当します。

●「業務用途として販売」とは、どのような場合を言いますか。

対象　事業を営む者が、事業用途として購入する需要を満たすために、対象を事業者に限って販売することを言います。販売形態は店舗販売以外の他の方法も含まれます。

●業務用製品として販売されていることの目安はありますか。

対象　例えば、イ）販売時に、事業用途として使用することを確認している、ロ）製品の販売先はあらかじめ決まっており、事業者に限定されている、ハ）製品の大きさ、金額等から一般消費者が購入するものではないことが明らかなものなどが業務用製品として販売されることの目安です。

●業務用として販売していれば、業務用製品に該当するという整理でよいでしょうか。

対象　業務用として表記し販売していたからといって、直ちに業務用製品とは限りません。一般消費者が購入可能な状況で販売されている場合には、消費生活用製品に該当します。

●通常は事業者に限り販売していますが、一台でも一般消費者に販売した場合は、業務用製品とはならないのでしょうか。

対象　一般消費者にどのように販売されたかを含め、個別商品ごとに判断します。
　例えば、業務用途として限定して販売されている特殊な製品と知りつつ、一般消費者が、その製品をどうしても欲しいとして販売店から購入した場合は、その事例をもって、ただちに消費生活用製品に該当することにはなりません。

●製品を販売している販売店が、実際どのような販売形態なのかわからないため消費生活用製品か業務用製品か、どちらに該当するのか不明です。

対象　一般消費者向けに販売されているのであれば、消費生活用製品に該当します。製造・輸入事業者は、事故が発生した製品を消費者がどのように購入したのかを調べるとともに小売販売店に事業用に限った販売を行っているか確認すること。不明な場合には、速やかに消費者庁に御連絡ください。

●事業を営む者が事業用途以外に購入する場合は、一般消費者として購入したことになりますか。（例：会社の事務所内で来客用のお茶を冷やしておくために使う冷蔵庫を購入する場合）

対象　事業用途以外に、会社の事務所内で使用するために製品を購入した場合は、該当します。

●業務用として販売しているが、インターネット等で中古品が販売されている場合は、どう判断したらいいでしょうか。
対象　「通常、市場で一般消費者に販売されている製品」であれば、中古品でも消費生活用製品に該当します。ただし、事業者でない個人が行うネットオークションなどは、一般消費者が購入していても直ちに消費生活用製品に該当することにはなりません。

Q & A　以下の製品は消費生活用製品に該当しますか？

製　品　名	消費生活用製品に該当するか否かの考え方及び解説 対象：消費生活用製品に該当するもの。 非対象：消費生活用製品に該当しないもの。
携帯電話、PHS	対象　消費生活用製品に該当します。
床暖房	対象　消費生活用製品に該当します。
インターホン	対象　消費生活用製品に該当します。
家庭用カセットこんろで使用するカセットボンベ（簡易ガスこんろ用ボンベ） エアゾール容器 ガスライター用ボンベ等	対象　高圧ガス保安法で適応除外とされている高圧ガス容器の製品は、消費生活用製品に該当します。 高圧ガス保安法第三条ハ、同施行令第二条第三項八及び同施行令（平成９年３月２４日通商産業省告示第１３９号）第４条に基づき、ごく少量のガスを充填した高圧ガス容器については、これら法政令及び告示で定められた表示を行ったものは、高圧ガス保安法の適用除外となります。 非対象　エアゾール容器のうち、薬事法に該当するもの（医薬品、医薬部外品、化粧品等）は除かれます。
ガス警報器	対象　消費生活用製品に該当します。
シャッター、窓、ドア	対象　家屋に設置されるシャッター、窓、ドア等は一つの製品として流通しており、一般消費者がショールームやカタログ等で広く購入することが可能です。これらは、消費生活用製品に該当します。
パラグライダー、ハングライダー	対象　航空法（昭和２７年法律第２３０号）第２条で定める航空機に該当しないパラグライダーやハンググライダーは、一般消費者が市場で購入することが可能であり、消費生活用製品に該当します。
家庭用小型太陽電池発電装置、ガスエンジン発電装置	対象　家庭に設置される小出力発電装置（太陽光、燃料電池、ガスエンジン等）は、消費生活用製品に該当します。
電動車いす	対象　電動車いすのうち、以下の内容を満たすものは該当します。イ）車いすの外形を備え、かつ、身体障害者の肢体の動作を補完する機能を有するもの、ロ）鋭利な突起、角等がなく、歩道、歩行者用道路等を歩行者として通行することが妥当な形状及び大きさのもの、ハ）最高速度が、おお

	むね時速６km を超えないもの ※上記の３条件を満たす身体障害者用電動車いすについては、身体障害者の肢体の動作を補完する義肢的役割を果たすもの（歩行者の扱い）であり、道路運送車両法（昭和２６年法律第８５号）における「道路運送車両」に該当しません。 非対象　ただし、上記以外の電動車いすで、道路運送車両法における「道路運送車両（原動機付自転車）」又は「自動車」に該当するものは除かれます。
業務用厨房機器（ガスこんろ、ガスオーブン等）	対象　飲食店等の厨房で使用される業務用厨房機器であっても、一般消費者向けに販売している場合には該当します。 非対象　業務用としてのみ販売されている場合には、消費生活用製品には該当しません。
天井、壁、床、柱、屋根、ガーデニング材料	対象　一般消費者が購入し設置するガーデニング用のレンガ、一般家屋用の断熱材等は消費生活用製品に該当します。 非対象　天井、壁、床、柱、屋根、屋根材等は建築物と考えられ、一般消費者が店頭等で購入して設置するような性質のものではありませんので、これらは消費生活用製品には該当しません。
製品に組み込まれているもの（電池等）	対象　単体で製品として店頭等で販売されている乾電池やバッテリー等は、消費生活用製品に該当します。 非対象　機器自体に内蔵されているなど、交換を想定しておらず電池単体で販売されていない場合には、機器の一部（部品）と見なされ、消費生活用製品には該当しません。
学校で使用されている机や椅子等	対象　学校で使用されているものであっても、一般消費者向けにも販売されている製品（文具、食器、楽器等）は消費生活用製品に該当します。 非対象　一般消費者向けには販売しておらず、専ら学校の教室で使用されることを限定して販売された机や椅子は消費生活用製品には該当しません。
カーナビ、カーステレオ等の自動車等に取り付けられる製品	非対象　道路運送車両法第２条第２項に規定される自動車及び同条第３項に規定される原動機付自転車に取り付けられることを前提として製造された製品（カーナビ、カーステレオ等）については、同法第４１条各号に掲げる「自動車の装置」に該当します。よって、消費生活用製品には該当しません。
スノーモービル、エンジンカート等のオフロード車両	非対象　スノーモービル、エンジンカート、サーキット場で乗るレーシングカー、レーシングバイク、遊園地等で乗るゴーカート等の車両は、道路運送車両法第２条に規定する道路運送車両に該当します。このため、消費

	生活用製品には該当しません。
自家用セスナ機、ジェット機	非対象　航空法第２条で定める航空機の安全性は航空法で担保されることから消費生活用製品に該当しません。
輸送機器（フォークリフト等）	非対象　工場内で使用するフォークリフトや無人搬送車について、業務用としてのみ販売しているものは消費生活用製品には該当しません。
自動販売機、現金自動預け払い機（ATM）、券売機	非対象　一般消費者向けには販売していないと考えられ、消費生活用製品には該当しないと解釈しています。
ガソリン、軽油、灯油	非対象　これらは中間製品ないし半製品であり、消費生活用製品には該当しません。
布、木材、糸	非対象　これらは中間製品ないし半製品であり、消費生活用製品には該当しません。
エレベータ、家庭用エレベータ、階段昇降機	非対象　エレベータは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づき、建築物として取り扱われているものであり、消費生活用製品には該当しません。
公園の滑り台、ブランコ	非対象　公園の遊具は、一般的に都市公園法（昭和３１年法律第７９号）の公園施設とされているものであり、消費生活用製品には該当しません。
ソフトウェア	非対象　ソフトウェアは無体物であり、消費生活用製品には該当しません。通常、ソフトウェアの場合、それを組み込んだ製品(ゲームソフト製品、パソコン用ソフトウェア製品等)が消費生活用製品に該当します。
マイコンガスメーター	非対象　都市ガス用のマイコンガスメーターは、ガス事業法におけるガス用品に当たらず、また、LP ガス用のマイコンメーターは、一般消費者が所有する製品ではなく LP ガス供給事業者が所有するものです。このため、マイコンガスメーターは、消費生活用製品には該当しません。
消火器、消防の用に供する機械器具等（日本消防検定協会により検定または鑑定がされているもの）、住宅用火災報知機など	非対象　消火器をはじめとする消防用機械器具等は、消防法令（消火器の技術上の規格を定める省令）により技術上の規格が定められ、検定品目とされており、消費生活用製品には該当しません。（以下の１４品目） ・消火器　・消火器用消火薬剤（二酸化炭素を除く） ・泡消火薬剤（水溶性液体用泡消火薬剤を除く） ・消防用ホース　・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・流水検知装置　・一斉開放弁 ・結合金具（差込式およびねじ式） ・感知器、発信機　・中継器 ・受信機　・漏電火災警報器 ・金属製避難はしご　・緩降機

	また、同様に上記品目以外の消防用機械器具等において日本消防検定協会により、技術上の基準に適合しているかの鑑定が行われているものについても、消費生活用製品には該当しません。 ・消火器加圧用ガス容器 ・蓄圧式消火器用指示圧力計 ・消火器および消火器加圧用ガス容器の容器弁 ・エアゾール式簡易消火具 ・消火設備用消火薬剤 ・簡易操作性１号消火栓 ・２号消火栓および補助散水栓 ・住宅用スプリンクラー設備 ・住宅用火災警報器・住宅用防災警報器 ・予備電源 ・音響装置 ・蓄積付加装置 ・外部試験器 ・特殊消防ポンプ自動車および特殊消防自動車の特殊消火装置 ・オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車の特殊消火装置 ・ホースレイヤー ・消防用積載はしご ・結合金具に接続する消防用接続器具 ・放火監視機器
電動工具など、ＤＩＹ用の製品	対象　工事現場、建設現場等で使用できるようなものであっても、ホームセンターや通信販売で一般消費者向けに販売されている製品は、消費生活用製品に該当します。 非対象　一般消費者では、操作や管理が困難で、特殊な技能や資格等が必要とされ、一般消費者が購入できないものは、消費生活用製品には該当しません。

3.1 製品事故及び重大製品事故の定義、製品事故とは

◇ 消費生活用製品安全法第２条第５項において、「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、下記のいずれかに該当するものであって、**消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの**（他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができると認められる事故として政令で定めるもの[1]を除く。）と規定しています。

① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

◇ 「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの」には、**製品の欠陥によって生じた事故か不明なものも製品事故に含まれることを意味します**ので十分に注意が必要です。

◇ 「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」とは、製品の欠陥によって生じた事故でないことが誰の目から見ても明々白々な事故は、この法律における製品事故には該当しないと解釈しています。

〈例〉

① 包丁という消費生活用製品を使用して、故意に人体に危害を加えたような場合（誤った使用形態であることが明らか）

② 自転車で走行中、背後から来た自動車に追突され転倒し大けがを負ったような場合（使用している消費生活用製品は健全に機能しているが、当該製品とは関係ない原因で事故が誘発された場合）

③ 火災の場合で、消防等公的機関により、出火元及び当該製品からの出火でないことが明確にされ、当該製品の調査が終了とされている場合

◇ 消費者による消費生活用製品の誤使用や目的外使用によって引き起こされたと考えられる事故であっても、それが本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故か否か、極めて慎重に個別の事故事例で判断することが求められます。
公的機関等が関与しておらず、消費者と事業者のみでやりとりしている場合などでは、事故原因を安易に消費者の過失であると結論付けることは避けなければなりません。上記のとおり、製品の欠陥によって生じたものか不明な事故も報告の対象となることに注意が必要です。

[1] 「政令で定めるもの」とは、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に規定する器具、容器包装又はおもちゃに起因する食品衛生上の危害（食中毒等）をいいます。つまり、食品用の器具や容器包装等は消費生活用製品に該当しますが、これら製品によって引き起こされる事故のうち、食中毒等の「食品衛生上の危害」については、食品衛生法の枠組みの中で対処することとなります。

【事故事例】家庭用シュレッダー事故

比較的安価なシュレッダーにおいて､家庭で子供の手指を切断するといった事故がありましたが、これを単に、親が目を離していたことによる使用者の誤使用（過失）と判断して、製品事故ではないと結論付けることは極めて早計な判断であり不適切です。

なぜなら、メーカーは、家庭で使用されているシュレッダーが増えていることを把握していながら、製品の仕様（投入口の幅や投入口から刃の位置）については業務用の仕様を改めることなく、子供などがいる家庭での使用を考慮した設計・製造の変更をせずに販売を続けました。この結果、投入口が幅広で、また、刃の位置も子供の手でも十分届く位置にあり、また、投入口の材質が柔らかく､たわんで指が入るなどがあったことから､製品の欠陥がないことが明白とは必ずしも言えず、製品事故に該当すると判断されました。

安易に、子供の行動を常に監視していない使用者（親）の誤使用であると結論付けることは、適切な判断とはいえません。

◇ 製品の欠陥については、民事上の賠償ルールである製造物責任法（PL 法、法律第８５号）と、国による特定製品に関する安全規制、事故の報告・公表等に関する制度、長期使用製品に関する点検制度を定めた消費生活用製品安全法とでは､その捉え方に若干の違いがあります。すなわち、**製造物責任法（PL 法）においては、製品の出荷時における技術水準等を考慮して、当該製品が通常有すべき安全性を欠いていることを「欠陥」と捉えているのに対して､消費生活用製品安全法においては､製品の不具合が生じた時点において、当該製品が通常有すべき安全性を欠いていることを「欠陥」と捉えています。**なお、欠陥の類型としては、一般的に、以下のものが含まれます。

① 製造上の欠陥

製品の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製品の組立に誤りがあったなどの原因により、製品が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠くような場合

② 設計上の欠陥

製品の設計段階で十分に安全性に配慮していなかったために、製造される製品全体が安全性に欠ける結果になるような場合

③ 表示・警告上の欠陥

有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製品について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するために適切な情報を製造事業者等が分かり易い方法で与えなかったような場合

3. 2　重大製品事故の要件、報告対象となる製品事故とは

◇ 消費生活用製品安全法第２条第６項において、**重大製品事故とは、「製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの」**と規定されています。

◇ 具体的には、以下の①及び②に示される危害が発生するような製品事故は、重大製品事故と判断されます。

① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

●死亡事故
●重傷病事故（治療に要する期間が３０日以上の負傷又は疾病）
●後遺障害事故
●一酸化炭素中毒事故

② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

●火災（消防が確認したもの）

◇ 身体の障害に関する規定は、消費者庁発足以前は消費生活用製品安全法施行規則で定めていましたが、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２１年法律第４９号）の施行（平成２１年９月１日）に際し、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成２１年内閣府令第４７号。以下、本文中では内閣府令と表記。）が定められ、この内閣府令で身体の障害が規定されることとなりました。

◇ 消費生活用製品安全法施行令及び内閣府令（消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令）により定める「重大製品事故」の要件は、以下のとおりです。

★消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

（重大製品事故の要件）
第五条　法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
一　一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。
イ　死亡
ロ　負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める身体の障害が存するもの
ハ　一酸化炭素による中毒
二　火災が発生したこと。

★消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（抜粋）

（身体の障害）
第二条　令第五条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる視覚障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
イ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
ハ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
ニ　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
イ　両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
ロ　一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
ハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
ニ　平衡機能の著しい障害
三　次に掲げる嗅覚の障害
イ　嗅覚の喪失
ロ　嗅覚の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
四　次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
イ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
ロ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
五　次に掲げる肢体不自由
イ　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
ロ　一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
ハ　一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
六　循環器、呼吸器、消化器、又は泌尿器の機能の障害であつて、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※重大製品事故の考え方の詳細については、「4．4　Q&A 重大製品事故の見極め」参照

Q & A どのような場合が報告対象になるのでしょうか？

●家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所で使用し、一酸化炭素中毒事故が発生した。

対象　家庭向けにも販売しているガス湯沸器は消費生活用製品であり、これを家庭ではなく事務所で使用し、一酸化炭素中毒事故が発生した場合でも、報告の対象となります。

●食器乾燥機において、経年劣化により電線コードが断線し、そこから発火して火災になった。

対象　一般に、「経年劣化」によって重大製品事故が発生した場合には、それが製品の欠陥でないことが明らかとはいえないことから、報告の対象となります。

●「交換時期」を取扱説明書等に明記している部品について、その時期を越えて使用された場合に、経年劣化で重大製品事故が発生した。

対象　取扱説明書における明記の仕方や内容が、果たして適切に行われているのか個別に判断する必要があります。単に、記述してあれば良いというものではありません。交換時期を超えて部品を使用した事故であっても、製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故に該当するか不明な場合には報告書の提出が必要です。また、前述のとおり、経年劣化によって発生した重大製品事故は、製品の欠陥でないことが明らかとはいえないことから、報告の対象となります。

●農業機械を一般の家庭菜園で使用し、足を挟んで重傷を負った。

対象　一般消費者が購入したのか、農家が農業用として購入したのかにより異なります。一般消費者が購入し、重大製品事故に遭った場合には報告の対象になります。

また、農家が農業のために購入し、事故に遭った場合には、業務として行っているので、報告の対象外となります。

●製品の設置の際の電気配線のミスで火災が発生した。

対象　製品を設置した事業者が、当該製品の製造又は輸入事業者の指揮監督下になく、当該火災の出火原因が、設置事業者のミスであると消防等公的機関により、明確にされ、当該製品の調査が終了とされている場合には報告の対象外となります。

上記以外の場合には、報告の対象となります。

●アルカリ洗剤による視力低下や化学やけどが発生した。

対象　重大製品事故の要件に該当するかどうかを個別に判断する必要があります。３０日以上の治療を必要とする重傷病事故又は後遺障害事故（身体欠損、著しい視覚障害等）に該当する場合には重大製品事故として報告の対象となります。

●パソコンのキーボードに含まれる化学物質によって、アレルギー性疾患になり、３０日以上治療を要した。

対象　消費生活用製品の使用に伴い、３０日以上の治療を必要とする重傷病を負った場合には報告の対象となります。

●子供が碁石を誤飲し、喉に詰まって、窒息死した。

非対象　製品を使用するに際し、口にしないものであり、誤って飲み込んだものであることが明確である場合には報告の対象外となります。

対象　製品が破損し、口の中に入った場合は報告の対象になります。また、おもちゃの笛のように通常、口にくわえて使うような玩具などの製品による事故の場合も報告の対象となります。

●ジョギングシューズ（靴）を履いてジョギングをしていたところ、突然、滑って転んで全治３０日以上の怪我をした。

対象　ジョギングシューズが原因か、人の動作が原因か、路面の状態が原因か、それらの複合的な原因なのか、判断がつかない事故については、製品の欠陥によって生じた事故か明らかではないため、報告の対象となります。

非対象　製品の欠陥によるものでないとして、公的機関等で判断されている場合には、報告の対象外となります。

●天ぷら鍋を自動消火装置のついていないガスコンロにかけたまま、その場を離れ、火災事故が発生した。

非対象　消防等の公的機関により一般消費者の不注意として起きた事故であることが明らかであるとの判断が出され、当該製品の調査も終了としているのであれば、報告の対象外となります。

●古いガス管の破裂から漏れたガスに着火して火災が発生した。

非対象　ガス管は消費生活用製品安全法の対象製品ではないため、報告の対象外となります。

●国内でも製造・販売されている同型のノートブック型のパソコンが、米国の民家で発火し、家屋が半焼した。

非対象　海外で発生した重大製品事故は、報告の対象外となります。

●海外から個人輸入されたもの（使用目的）や、個人持ち込み（自己所有目的）により日本に持ち込まれた製品の日本国内で発生した事故の情報が、事故にあった消費者から、同等の製品を扱っている輸入代理店や正規取扱店に寄せられた。

非対象　情報が寄せられた輸入代理店や正規取扱店が、事故品の輸入事業者でない場合は、報告の対象外です。ただし、同等品を扱っている事業者は、同様の事故が発生する可能性があるかについて検討し、必要であれば注意喚起情報を流すなどの事故の発生防止に努めることが求められます。

●海外旅行時に携行した製品が、日本国外である旅行先で破損し、その際にケガを負ったとの事故情報が、帰国後に消費者から事業者に寄せられた。

非対象　海外で発生した重大製品事故は、報告の対象外となります。

4.1 製品事故情報の収集・報告、事業者の基本的な責務

◇ 製品事故情報の収集と提供に関して、消費生活用製品安全法第３４条第１項及び第２項には事業者の基本的な責務が規定されています。

- 製品事故に関する情報の収集及び提供（第１項）
  消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者又は小売販売事業者（一般消費者に対する販売の事業を行う者をいいます。）は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集して、その情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。このため、製造事業者又は輸入事業者は、消費者や販売事業者等からもたらされる製品事故に関する情報について、しっかり受け止め、真摯に対応することが不可欠です。

- 販売事業者等による製造・輸入事業者への情報の通知（第２項）
  消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

◇ 製造事業者とは、消費生活用製品の製造行為を実質的に反復継続している者です。

◇ 製造事業者にはアセンブルメーカーも含まれます。また、**ＯＥＭ（相手先ブランド製造）の場合においては、委託元が自ら設計し、完成品の検査を自己の責任において行うなど、単に製造行為を外注するような場合は、基本的に委託元が製造事業者とみなされます。**
詳しくは、付録にある「消費生活用製品安全法におけるＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱いに関するガイドライン」（平成２０年７月）により、製造事業者にあたる者を判断してください。

◇ 同様に、輸入事業者とは、消費生活用製品の輸入行為を実質的に反復継続している者です。輸入の代行を行っている事業者が介在している場合には、輸入に際しての委託契約等から輸入事業者を判断します。

> **消費生活用製品安全法におけるＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱いに関するガイドライン**
> http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_3.pdf

4. 2　製造事業者または輸入事業者の報告義務

◇ 消費生活用製品の**製造事業者又は輸入事業者**は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、知った日を含め**１０日以内**に、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を、定められた様式により**内閣総理大臣（消費者庁）に報告しなければなりません**（法第３５条第１項及び第２項、内閣府令第３条）。

◇ **企業規模あるいは企業形態を問わず、国内に所在するすべての消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、法律上の事故報告の義務を負います。**

◇ 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第３条で定められた報告期限である１０日以内には、土日・祝祭日も日数にカウントされますので、消費者庁への報告において**１０日以内の報告期限を超えないよう**注意が必要です。

ただし、１０日目が土曜日、日曜日、祝日又は年末年始閉庁日（12 月 29 日～1 月 3 日まで）の場合は、その翌日が報告期限となります。

例：１２月３０日が１０日目に当たる場合は、年末年始（**行政機関の休日に関する法律による）後**の１月４日が報告期限となります。1 月 4 日が日曜日の場合は 5 日迄に、1 月 4 日が土曜日の場合は翌々日の 6 日迄に報告する必要があります。

◇ 消費生活用製品安全法第５４条第１項第３号における政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣とは、施行令第１３条に基づき、消費生活用製品の多くは主務大臣を経済産業大臣となりますが、例えば、鋤（すき）や鍬（くわ）などの製造事業を所管するのは農林水産大臣であるため、鋤や鍬の使用に伴い重大製品事故が発生した場合には、農林水産大臣に報告することとなります。

ただし、施行令第１０条に基づく通知に該当する場合や製造事業者又は輸入事業者の利便性の考慮し、消費者庁に報告を頂ければ、その事故に関する情報が他省庁の所掌に関するものであれば、消費者庁から該当する主務大臣の省庁に適切に通知ないしは転送することとしています。

★消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

（回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定）
第十一条　法第三十九条第一項 の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。
一　食品衛生法第五十四条
二　ガス事業法
（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十八
三　電気用品安全法第四十二条の五
四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
（昭和四十二年法律第百四十九号）第六十五条
五　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条 各項

4. 3　報告義務をどのように履行すれば良いのか

◇ 製品事故の発生から消費者庁への報告までの流れについて簡単に図示すれば、以下のとおりとなります。

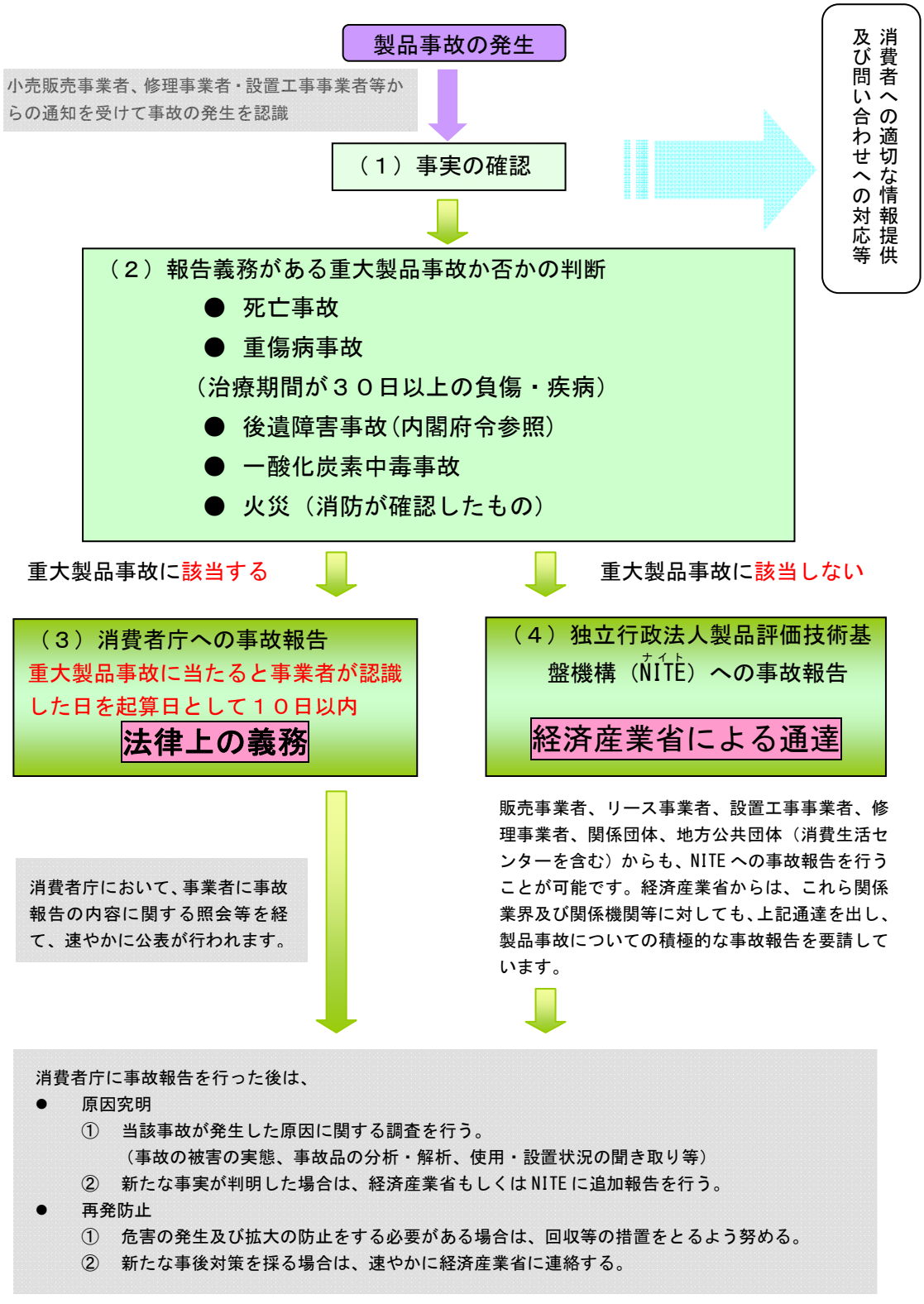

4.4 事実の確認、重大事故の判定、報告期限の考え方

◇ 製造事業者又は輸入事業者が、事故の発生に関して連絡を受けた場合には、事実の確認を行う必要があります。特に、それが重大製品事故の可能性が高い場合には、一刻も早く、**事故の原因ではなく事故内容の的確な把握を行うことが重要**です。

① 事故内容の把握
- ●情報源（連絡先、事業者名、連絡者の氏名等）
- ●事故の発生製品（製品名、ブランド名、機種・型式名等）
- ●事故の発生状況（発生年月日、場所、事故内容）
- ●人的被害状況（死亡人数、負傷者人数）　等

② 当該製品、機種・型式に関する調査【社内の情報収集】
- ●当該製品・型式品の製造・輸入・販売時期及び数量
- ●同一あるいは類似製品での事故・不具合・クレーム情報等
- ●社内対応者の確認（担当部署、役職、氏名、連絡先等）

◇ 次に、上記で収集した事実をもとに、消費生活用製品安全法における重大製品事故に該当するのか判断します。具体的には、以下の判断を行います。なお、判断が困難な場合は、報告期限内に速やかに消費者庁に照会してください。

① 消費生活用製品に該当するか？
② 製品欠陥による事故ではないと１００%いえるのか？
③ 当該火災は、消防が火災として処理するものか？
④ 危害の内容が、死亡、重傷病、後遺障害、一酸化炭素中毒又は火災のいずれかに該当するか？

◇ 以上の結果から、重大製品事故に当たる場合には、報告義務者が事故を知った日を起算日として１０日以内に消費者庁に報告をしなければなりません（義務）。

◇ ここでいう報告義務者が事故を知った日とは、事業者のいずれかの部署（例えば、お客様相談窓口の担当者で電話を受けた一社員等）が知り得たことをいい、事業者のトップや事業者の然るべき者が知ったときではありません。このため日頃から事故の報告が入った場合には、どのように対応するか、あらかじめ手順を確認し、定めておくことが必要です。

◇ 詳細な情報を収集しようとし、事故発生の事実を同様の製品を使用する消費者に知らせるのが遅れ、結果的に事故の多発を招くようなことがあってはなりません。

◇ このため、重大製品事故の発生を知った場合には、１０日以内の限られた期間の中で最大限の情報収集に努め、１０日以内に消費者庁に報告しなければなりません。（ここで言う情報収集は、事故原因ではなく事故内容の把握です。）

◇ 消費者庁に報告した後も、引き続き、当該製品事故の被害の実態調査や原因究明等を行い、新たな事実が判明した場合や事後対策を採られた場合には、追加報告（第２報）を、事故の公表前であれば消費者庁に、事故が公表された後は経済産業省に速やかに報告を行ってください。

Q & A 重大製品事故の見極め

●本人の申告による軽い一酸化炭素中毒であると思われる事故が発生した場合、とりあえず報告することが必要ですか。報告に当たり、医師の診断書が必要となりますか。

回答　一酸化炭素中毒は、症状の軽重にかかわらず、重大製品事故に該当し、報告の対象となります。このため、危害の拡大を防ぐためにも、一酸化炭素中毒の疑いがあれば１０日以内に報告することが必要です。

その後、一酸化炭素中毒であるか、追加情報を収集するとともに、危害の状況を正確に把握するため、最終的には、被害者の同意の下で、医師の診断書により判断することとなります。

●被害者の方から医師の診断書を見せてもらえず、重大製品事故の判断ができない場合には、重大製品事故の判定ができないことから、消費者庁への報告をしなくても良いでしょうか。

回答　医師の診断書がないと重大製品事故に該当するか分からない場合は、被害者に十分説明を行い協力が得られるよう努めてください。それでも診断書を見せてもらえない場合には、必ずしも診断書による判断に限らず、他の方法として、医療機関の領収書等により治療等の事実が明らかである場合、被害者との面談等で人的被害の状況が明らかな場合には、診断書がなくても重大製品事故に該当するかの判断は可能ですので報告書の提出は必要です。

●重大製品事故の要件において、「治療に要する期間が３０日以上」と規定されていますが、治療に要する期間とは具体的にどういう期間を指すのでしょうか。

回答　基本的に、医師による治療を受けている期間が「治療に要する期間」となります。事故発生日から治療が行われるケースがほとんどですが、異なる場合もあります。厳密に言えば事故発生日からの算定ではありません。なお、ここでの治療とは、投薬やリハビリも含まれます。転院した場合には、当初の病院での治療開始から期間算定します。ただし、単に経過観察期間を置く場合は、経過観察期間は治療に要した期間には含まれません。

●全治の判断について。

回答　全治の期間は、一般的には、医療機関による治療を要する期間として使用される場合が多く、例えば、診断書で全治１か月としている場合には、重大製品事故の要件に該当すると解釈します。

軽傷または軽微な事故にとどまるものについては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告いただきますようお願いします。

●３０日未満に完治した場合には、報告する義務はないと考えて良いですか。

回答　内閣府令に定める後遺障害がなく、治療期間が３０日未満であれば、その時点では重大製品事故には該当しませんので、本法に基づく事故報告の必要はありません。ただし、その後、追加情報を収集している際に、３０日以上の治療を要したことが判明した場合には、認識した日を含め１０日以内に報告が必要となります。

軽傷または軽微な事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告いただきますようお願いします。

●全治３０日とは誰が決めるのでしょうか。また、事故報告後で、３０日未満であることが判明した場合や、軽傷で入院していたが最終的に死亡や重傷に至った場合など、どうなるでしょうか。

回答　基本的に、被害者の治療については、医師が診断し、医師等により治療が行われます。その際に、おおむね何日間の治療期間を要する見込みか判断されます。

仮に、当初、治療期間が３０日以上となるとして重大製品事故報告を提出された後、治療期間が３０日未満となったことが判明した場合には、消費者庁に経緯の詳細とともに追加報告を行ってください。

消費者庁及び経済産業省では、追加報告を受け、重大製品事故の要件には該当しないと判断できた場合には、重大製品事故でなかったことが判明した事故としてとりまとめ、「製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議」における審議に諮ります。審議後その旨公表します。

他方、当初、軽傷であったものが、その後、死亡又は重傷に至った場合には、当該事故が原因でないことが明白な場合を除き、重大製品事故の要件に該当することを認識した日（死亡又は重傷に至ったことを知った日）を含め、１０日以内に消費者庁に報告する必要があります。

なお、軽傷または軽微な事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告いただきますようお願いします。

●事故の発生時において、救助や消火を行った人（関係機関の出動等を含む）が、被害を負った場合は、負傷者数に含めて報告する必要はありますか。

回答　原則として、救助や消火を行った際に被害を負ったことが明らかな場合は、当該事故の人的被害の人数には含めません。救助や消火等の際か不明な場合には当該事故の人的被害の人数に含め報告してください。

●消防が出動すれば火災があったとして重大製品事故報告を行うべきですか。

回答　本法における火災とは、消防が確認したものを言い、消防法における火災として認定したものが該当します。消防の出動の有無ではありません。

製品が関係する火災が発生した場合には、事業者から消防に連絡し、消防で火災認定されているかを確認し、火災認定されている場合には重大製品事故報告が必要です。

●火災が発生したが、消防から当該製品が出火元ではないと言われた場合には報告は必要ないでしょうか。

回答　製品が関係する火災が発生した場合で、当該製品が出火元ではない又は消費者の誤使用であると消防としての判断が出された場合には、法第２条第５項製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故に該当するかの判断を行いますので、判断した消防の連絡先及び出火元を消費者庁にご連絡ください。消防担当者のコメントではなく、消防組織としての判断がされているかが必要です。

本法における火災とは、消防が確認したものを言い、消防法における火災として認定したものが該当します。消防の出動の有無ではありません。

製品が関係する火災が発生した場合には、事業者から消防に連絡し、消防で火災認定されているかを確認し、火災認定されている場合には重大製品事故報告が必要です。

●火災に該当する事故は、消防が火災と確認したものですが、自然鎮火した場合や被害者が消火した場合は、報告の対象になるのでしょうか。

回答　自然鎮火や被害者が消火した場合でも消防により火災と認定される場合もありますので、事業者から消防に確認してください。その結果、火災に該当した場合は、重大製品事故の報告を消費者庁にしてください。

消防で火災と認定していない場合には、重大製品事故には該当しません。ただし、火災に至らない事故であっても、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告いただきますようお願いします。

●警察、消防、病院等からの連絡で重大製品事故の発生を知ったものの、情報が少なく被害者や事故の詳細が把握できない場合であっても、製造事業者等は消費者庁へ事故報告をしなければならないのですか。

回答　重大製品事故の要件に該当する場合には、被害者の情報や事故の詳細が把握できていなくとも報告が必要です。これら関係機関からの情報がもたらされた場合には、製品事故に関係する内容として情報がもたらされたと考えなければなりません。

したがって、事故の内容について分かる範囲で、関係機関から聞き取った情報などをもとに、報告期限までに消費者庁に重大製品事故としての報告をしなければなりません。

他方、被害者から事故の情報を得たなどの場合には、負傷の程度等を至急確認し、重大製品事故の要件に該当することが判明した場合には報告書の提出が必要です。

●使用上の注意事項を守らずに発生した重大製品事故は、報告の対象となりますか。

回答　取扱説明書における明記の仕方や内容が、果たして適切に行われているのか個別に判断する必要があります。単に、記述してあれば良いというものではありません。製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故に該当するか不明な場合には報告書の提出が必要です。また、前述のとおり、経年劣化によって発生した重大製品事故は、製品の欠陥でないことが明らかとはいえないことから、報告の対象となります。

●使用者の不注意や目的外使用により発生した事故は、報告の対象となりますか。

回答　個別の事例で判断する必要があります。

使用者の不注意で事故が発生したかの判断には慎重に検討される必要があります。目的外使用であるかも同様ですが、仮に、本来の使用方法とは全く異なっていることが明らかな場合には、製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故に該当する可能性もあります。判断に迷う場合には消費者庁に御連絡ください。

●使用者から、以前に発生した事故の連絡がありましたが、重大製品事故報告の期限の開始はいつの時点となりますか。

回答　内閣府令では、重大製品事故が生じたことを知った日から１０日以内としています。事故の発生日ではありません。

●火災現場に複数の製品があった場合には、現場にあった製品についてすべて重大製品事故報告を行う必要がありますか。

回答　出火元が不明であれば当該火災に関係する製品すべてが重大製品事故報告の対象となります。ただし、全焼火災で出火元が不明な場合、屋内にあった製品すべてが対象ではなく、火元と思われる現場にあった製品が対象になると解釈しています。

●火災現場に同一事業者の製品が複数あった場合にはどのように報告したら良いでしょうか。

回答　消費者に販売されている製品ごとに重大製品事故報告を行う必要があります。例えば、機種・型式が異なる場合には、それぞれ報告書を提出する必要があります。

Q & A 報告の起算日及び期限の考え方

●製品を製造する際、国内製造事業者（協力工場）等で委託製造する場合があります。この場合、協力工場の社員が重大製品事故を知った場合には、委託元である製造事業者に連絡することが急務ですが、あくまでも報告義務者である製造事業者の起算日は、協力工場の社員から連絡を受けた時点と考えて良いでしょうか。

回答　そのとおりです。報告義務者が最初に知ったときが起算日となります。

●重大製品事故が発生した製品の製造・輸入事業者を含むグループ企業内の販売事業者や修理事業者が重大製品事故の発生を知った際には、製造事業者や輸入事業者はこの時点から１０日以内に報告しなければならないのですか。それとも、販売・修理事業者からグループ企業内の製造・輸入事業者が事故情報を受けてから１０日以内に報告するのですか。

回答　**消費生活用製品安全法**においては、あくまでも事故報告義務者である製造・輸入事業者が重大製品事故の発生を知ったときから１０日以内に報告することが義務付けられています。この場合は、グループ企業であっても、別法人である販売事業者や修理事業者から実際に製品を製造・輸入した事業者に対し重大製品事故の発生の連絡があった時点を１日目と起算し、そこから１０日以内に報告すれば結構です。

ただし、重大製品事故の報告逃れをするために意図的に別法人を置くなど悪質な場合や、実質的な業務運営が親会社の下でグループ全体が一つの企業体として機能しているような場合には、親企業に対して報告義務を課す場合もあります。

●報告期限の１０日間には、土曜日、日曜日や祝祭日は含まれますか。

回答　消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第３条で定められた報告期限である１０日以内には、土日・祝祭日も日数に含め、日数にカウントされます。

ただし、１０日目が土曜日、日曜日、祝日又は年末年始閉庁日(12 月 29 日～1 月 3 日まで)の場合は、行政機関の休日に関する法律第２条に基づき、上記の日の翌日をもって報告期限とします。

例：１２月３０日が１０日目に当たる場合は、年末年始(行政機関の休日に関する法律による)後の１月４日が報告期限となります。１月４日が日曜日の場合は５日が期限となりますので、５日迄に提出する必要があります。同様に、１月４日が土曜日の場合は翌々日の６日が期限となりますので、６日迄に報告する必要があります。

報告の方法は、電子メール、web 又は FAX でも可能ですので報告期限の１０日を超えないよう日程には注意し対応してください。

●報告期限の１０日目が土曜日、日曜日や祝祭日に当たる場合の報告期限の考え方は。

回答　内閣府令で定める報告期限の１０日目が、土曜日・日曜日や祝祭日の行政機関の休日に当たる場合には、行政機関の休日に関する法律第２条に基づき、上記の日の翌日をもって報告期限とします。

4.5 消費者庁への重大製品事故の報告

◇ 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故を消費者庁に報告するに当たっては、報告様式が内閣府令第３条（様式第一）で定められています。

◇ なお、本ハンドブックで掲載されている様式は、すべて消費者庁ホームページ及び経済産業省の製品安全のページ**「製品安全ガイド」**からダウンロードできます。

消費者庁ホームページ　消費生活用製品安全法
http://www.caa.go.jp/safety/index.html

経済産業省ホームページ　「製品安全ガイド」
http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

【消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告様式】

（注）※印の欄には記入しないこと。

報　告　書

※管理番号	
※受付年月日	年　　月　　日

製品名		品名（ブランド名）				
		機種・型式等	（生産国名：　　）			
事故発生年月日	年　　月　　日　午前・午後　　時頃					
火災の有無	1.有　2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有　2.無	製品被害の有無	1.有　2.無	
人的被害区分	①死亡（　）名					
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名					
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名					
	④人的被害なし					
事故内容	①事実関係 同一機種による類似事故の発生件数：　　件（本件を除く。）					
	②事故発生の原因 1.設計不良　2.製造不良　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備 6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.その他（　　）					
	（以下、詳細を記述すること。）					
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　5.製造工程の改善 6.品質管理の強化　7.製品の回収　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起 10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.その他（　　）					

事故を認識した契機と日	（認識した契機）：
	（認識した年月日） 年　月　日　午前・午後　時頃
事故発生場所	●（住所）：
	（具体的場所）：

☆当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
☆当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
☆当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

□　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

製造・輸入事業者の名称及び所在地	（名称）： （報告者の業種）１.製造事業者　　２.輸入事業者 （届出の有無）１.有（根拠となる法律名：　　）　２.無
	（所在地）： （電話番号）： （担当部署）： （担当部署電話番号）： ●（担当者役職）： ●（担当者氏名）：
所属の業界団体名及び同所在地	（名称）：
	（所在地）： （電話番号）：

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2　●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

【消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告様式（　記入例　）】

（注）※印の欄には記入しないこと。

報　告　書

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

製品名	電気ストーブ	品名（ブランド名）	KEISAN
		機種・型式等	ABC－123 （生産国名：日本　）
事故発生年月日	２００７年　４月　１日　午前・[午後]　８時頃		
火災の有無	[1.有] 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 [2.無]
	製品被害の有無	[1.有] 2.無	
人的被害区分	①死亡（　）名		
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名		
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（1）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名		
	④人的被害なし		
事故内容	①事実関係 **電気ストーブをつけてから２０分位経った時、「バーン」という音がして、背部より炎が上がり、壁や天井を焦がした。消費者が風呂の水を使い消火し、消防に通報した。消火の際、全治１０日の火傷を負った。** 同一機種による類似事故の発生件数：　２件（本件を除く。）		
	②事故発生の原因 1.設計不良　[2.製造不良]　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備 6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.その他（　）		
	（以下、詳細を記述すること。） **基板に使われている○○××という部品を取り付けるハンダの量にばらつきがあり、電源の入切による冷熱の繰り返しによりハンダ剥離が発生し、放熱性が低下することから、発火に至った。**		
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　[5.製造工程の改善] 6.品質管理の強化　[7.製品の回収]　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起 10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.その他（　）		
	（以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。） **販売した製品について事故の再発の可能性があることから、新聞社告、自社ＨＰにおいて周知を行い、製品の無償回収の措置を図るとともに、ハンダ付けの工程の見直し改善を行う。**		
	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 （名称）：**ＣＤＥ検査所** （連絡先）：東京都□□□区**０３－○○○○－××××**		
	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 （名称）：**経済産業株式会社** （連絡先）：**東京都千代田区霞が関１－３－１　　０３－１５０１－１５１１**		
事故を認識した契機と日	（認識した契機）： **○×消防署より当社あて電話があり、火災事故の発生を認識した。**		

	（認識した年月日）２００７年　５月　１５日　午前・午後　１０時頃
事故発生場所	●（住所）：**東京都○○区△△１－２－３**
	（具体的場所）：**居間**

☆当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量	（時期）：２０００年　４月　１日　から　２００６年　１２月　１６日まで
	（数量）：３００００台
☆当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
☆当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量	（時期）：２０００年　５月　１日　から　２００７年　４月　５日まで
	（数量）：２８０００台

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

□　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

製造・輸入事業者の名称及び所在地	（名称）：**経済産業株式会社** （報告者の業種）１．製造事業者　２．輸入事業者 （届出の有無）１．有（根拠となる法律名：**電気用品安全法**）　２．無
	（所在地）：**東京都千代田区霞が関１－３－１** （電話番号）：０３－３５０１－１５１１ （担当部署）：**製品安全課製品事故対策室** （担当部署電話番号）：０３－３５０１－１７０７ ●（担当者役職）：**製品事故対策係** ●（担当者氏名）：**製安　太郎**
所属の業界団体名及び同所在地	（名称）：ＺＺＺ工業会
	（所在地）：**東京都◎◎区△△△９－８－７** （電話番号）：０３－○○○○－××××

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
２　●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

◇ また、内閣府令第３条（様式第一）で定められている報告書だけでなく、経済産業省からの通達（平成２１年９月１日付け平成２１・０９・０１商局第２号「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について」及び平成２３年３月４日付け平成２３／０３／０３商局第１号「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」）で示された**「参考資料」についても様式第一の付属資料として提出するようお願いします。**さらに、**必要に応じて、図、写真、資料等を併せて添付してください。**

◇ その際、下記資料の「被害者」及び「製品の所有者」等の個人情報を消費者庁に報告する場合には、被害者及び所有者に対して、氏名等の個人情報を報告する旨の同意を得るようお願いいたします。

◇ なお、報告書及び参考資料に記載する個人情報の扱いについては、消費生活用製品安全法における個人情報保護法との適用関係を、平成２０年７月に、経済産業省から「消費生活用製品安全法上の個人情報の取り扱いに関するガイドライン」として策定しています。利用目的、両法律の比較、消費生活用製品安全法において適用される担保措置等については、同ガイドラインを参照してください。

消費生活用製品安全法上の個人情報の取り扱いに関するガイドライン
http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_2.pdf

【消費生活用製品安全法の報告様式に付属される参考資料の様式】

（注）※印の欄には記入しないこと。

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

参考資料

報告書作成者 （報告書記載の製造・輸入事業者と違う場合は、記載してください）	（名称・機関名）　　（氏名） e-mail:	
	（住所）　　（電話番号）: （FAX）:	

① 被害者	フリガナ		性別	1.男　2.女 ●（年齢:　　歳）
	（姓）	（名）		
	（住所） （電話番号）			
	購入先企業名（　　）			
② 人的被害内容	1.死亡　2.負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの） 3.負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）			
③ 人的被害区分	1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素による中毒 17.一酸化炭素以外の中毒（　　）　18.窒息　19.感電　20.その他（　　）			
④ 治癒状況	1.完治　2.治療中　3.不明　　全治（　　日間・内入院　　日間・通院　　日間）			
●⑤ 被害者の要望	1.被害金額の弁償　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料 6.調査・原因究明　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　　）　9.要望なし			
	（内容）			
●⑥ 被害者への措置	1.被害金額の支払　2.製品交換　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供 6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払 10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）13.謝罪 14.その他（　　）			
	前項2～5.において	1.有償　2.無償	被害者の反応	1.納得　2.納得しない
	（内容） （提示金額:　　円）　（支払金額:　　円）			

（注）被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

<table>
<tr><td rowspan="3">⑦
事故製品の所有者</td><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>（姓）：</td><td>（名）：</td></tr>
<tr><td colspan="2">（住所）
（電話番号）</td></tr>
<tr><td>⑧
製品の購入等年月日及び入手先</td><td colspan="3">年　月　日購入　製品の使用期間　年　ヶ月使用
1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター
7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者
12.その他（　　） 13.不明</td></tr>
<tr><td>⑨
貼付されているマーク等の名称</td><td></td><td colspan="2">取扱説明書の有無 1.有 2.無 3.不明
保証書添付の有無 1.有 2.無 3.不明
保証書の有効期限 購入日・製造日より　年　月</td></tr>
</table>

（備考） 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A4 とすること。
2 本資料は，報告書（施行規則第3条様式第一）の情報を補完するためのものであり，報告は任意である。
3 報告の際は，通言，製品事故に関する写真，図等を添付すること。
4 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は，当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを，被害者本人に同意を得る必要がある（ただし，上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は，同意は不要。）。
5 上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は，当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを，事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし，上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は，同意は不要。）。
6 上記①及び⑦の太線で囲まれた項（住所については市町村以下の部分に限る。）及び番印の項目に係る記載内容は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが，既に公表されているものについては開示される。

【消費生活用製品安全法の報告様式に付属される参考資料の様式（　記入例　）】

（注）※印の欄には記入しないこと。

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

参考資料

報告書作成者 （報告書記載の製造・輸入事業者と違う場合は、記載してください）	（名称・機関名）○○販売株式会社　（氏名）◎◎ ◎◎ e-mail：123soudan@xxxxxx-hanbai.co.jp （住所）東京都ＶＶＶ区３－４－５　（電話番号）：０３－△△△△－◆◆◆◆ （FAX）：０３－△△△△－◆◆９９

① 被害者	ﾌﾘｶﾞﾅ ｼｮｳﾋ　ﾊﾅｺ （姓）消費	（名）花子	性別	1.男　2.女 ●（年齢：　30 歳）
	（住所）東京都△△区××678 （電話番号）03－WWWW－XXXX			
	購入先企業名（ XYZ電気店　）			
② 人的被害内容	1.死亡　2.負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上のもの） 3.負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日未満のもの）			
③ 人的被害区分	1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素による中毒 17.一酸化炭素以外の中毒（　　）　18.窒息　19.感電　20.その他（　　）			
④ 治癒状況	1.完治　2.治療中　3.不明　　全治（　日間・内入院　日間・通院　日間）			
●⑤ 被害者の要望	1.被害金額の弁償　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料 6.調査・原因究明　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　　）　9.要望なし （内容） 被害金額の弁償と、なぜ事故が起きたのか原因究明を行って報告して欲しい。			
●⑥ 被害者への措置	1.被害金額の支払　2.製品交換　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供 6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払 10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）13.謝罪 14.その他（　　）			
	前項 2.～5.において	1.有償　2.無償	被害者の反応	1.納得　2.納得しない
	（内容） 事故原因について説明を行い、被害金額の弁償を行った。また、事故により使用不能となった電気ストーブについては、別のタイプの電気ストーブと交換を行った。 （提示金額：　△△△△△△円）　（支払金額：　××××××円）			

(注)被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

⑦ 事故製品の所有者	ﾌﾘｶﾞﾅ ショウヒ　ハナコ	
	(姓):消費	(名): 花子
	(住所) 東京都△△区××678 (電話番号) 03−WWWW−XXXX	
⑧ 製品の購入等年月日及び入手先	2006年　1月　20日購入　　製品の使用期間　　1年　0ヶ月使用	
	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 [4.専門店] 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他(　　) 13.不明	
⑨ 貼付されているマーク等の名称	PSE	取扱説明書の有無 [1.有] 2.無 3.不明 保証書添付の有無 [1.有] 2.無 3.不明 保証書の有効期限 購入日・製造日より　1年　月

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 本資料は、報告書(施行規則第3条様式第一)の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。
3 報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。
4 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある(ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。)。
5 上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある(ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。)。
6 上記①及び⑦の太線で囲まれた欄(住所については市村以下の部分に限る。)及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。

4. 6　重大製品事故の報告の方法

◇ 消費者庁に重大製品事故をするための方法は、電子メール、消費者庁及び経済産業省のホームページからの web 入力、ＦＡＸ、郵送又は直接持参する方法のいずれでも行うことが出来ます。ただし、郵送については他の方法に比べ時間がかかりますので期限内に到着するか注意してください。

◇ 実際に、重大製品事故の報告を行う際は、以下に掲げる各方法の要領に沿って行ってください。

電子メールでの報告

① メールの件名

電子メールで報告を行う場合、件名は、消費者庁のメールアドレスに多数報告されてくる他の重大製品事故と重複しないものであることが判断できるように、件名に「製品名」「事業者名」「発生都道府県」を記載してください。

件名の例：　重大製品事故報告（電気ストーブ　㈱〇〇〇　神奈川県）

法定期限内に送る初報（第１報）による報告以降に、消費者庁による公表までに新たに判明した追加情報を記載した追加報告（第２報）を同様に消費者庁に送付する場合は、先に送付している第１報と区別するために、件名に「追加報告」などと追加記載してください。

② メール本文に記載する事項

報告書には担当者氏名、連絡先を記載する欄がありますが、当該連絡先とは別に、消費者庁からの連絡を最初に受ける担当者がいる場合には、電子メール本文に、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

③ メールに添付するもの

電子メールには以下のものを添付してください。
- 内閣府令第３条で定める様式一の報告書　（合計２ページ）
- 参考資料（合計２ページ）
- その他（事故現場の状況図、写真、取扱説明書、施工説明書、本体表示見本等）

報告書は、記載する内容や情報により、記入欄の行数やページが増加することがあっても構いませんので事業者が知り得ている情報を詳しく記載してください。

④　報告様式の入手について

※様式一、参考資料及び記入例のダウンロードは以下のアドレスから行うことが出来ます。
（http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/index.html）

⑤　報告の期限

重大製品事故に該当することを知った日を含め１０日以内に、下記の消費者庁のメールアドレス宛にメールを送付してください。
報告期限の１０日の考え方については、「Ｑ＆Ａ　報告の起算日及び期限の考え方」を参照してください。

⑥　メールの送付先

電子メールの送付先：　消費者庁消費者安全課
電子メールアドレス：　g.seihinanzen@caa.go.jp
上記アドレスに、報告様式をメールに添付してお送りください。
念のため、お手数ですが、電子メール送信後に、送った旨、電話をしてください（消費者安全課：03-3507-9204）

消費者庁消費者安全課
住所：〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー6F
TEL：03-3507-9204　FAX：03-3507-9290
※上記のアドレスは第１報及び消費者庁公表前における第２報の報告先アドレスです。

※消費者庁の公表後の第２報の報告先は、経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室となります。
消費者庁公表後の第２報の送り先
経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室
電子メールアドレス：seihin-anzen@meti.go.jp

FAXでの報告

① ＦＡＸ送付状の件名

ＦＡＸ送付により報告を行う場合、件名は、消費者庁に多数報告されてくる他の重大製品事故と重複しないものであることが判断できるように、送付状の件名に「製品名」「事業者名」「発生都道府県」を記載してください。

件名の例：　重大製品事故報告（電気ストーブ　㈱○○○　神奈川県）

法定期限内に送る初報（第１報）による報告以降に、消費者庁による公表までに新たに判明した追加情報を記載した追加報告（追加報告）を同様に消費者庁に送付する場合は、先に送付している第１報と区別するために、送付状の件名に「追加報告」などと追加記載してください。

② ＦＡＸ送付状に記載する事項

報告書には担当者氏名、連絡先を記載する欄がありますが、当該連絡先とは別に、消費者庁からの連絡を最初に受ける担当者がいる場合には、ＦＡＸ送付状に、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

③ ＦＡＸ送付の際に以下のものを添付してください。
- 内閣府令第３条で定める様式一の報告書　（合計２ページ）
- 参考資料（合計２ページ）
- その他（事故現場の状況図、写真、取扱説明書、施工説明書、本体表示見本等）

報告書は、記載する内容や情報により、記入欄の行数やページが増加することがあっても構いませんので事業者が知り得ている情報を詳しく記載してください。

④ 報告様式の入手について

※様式一、参考資料及び記入例のダウンロードは以下のアドレスから行うことが出来ます。
（http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/index.html）

⑤ 報告の期限

重大製品事故に該当することを知った日を含め１０日以内に、消費者庁に送付してください。
報告期限の１０日の考え方については、「Ｑ＆Ａ　報告の起算日及び期限の考え方」を参照してください。

⑥ ＦＡＸの送付先

送付先：　消費者庁消費者安全課
FAX 番号：03-3507-9290
念のため、お手数ですが、FAX 送信後に、送った旨、電話をしてください（消費者安全課：03-3507-9204）

消費者庁消費者安全課
住所：〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー6F
TEL：03-3507-9204　FAX：03-3507-9290
※上記のアドレスは第１報及び消費者庁公表前の第２報の報告先アドレスです。

※消費者庁の公表後の第２報の報告先は、経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室となります。
消費者庁公表後の第２報の送り先
経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室
電子メールアドレス：seihin-anzen@meti.go.jp

ホームページからの web 入力での報告

① 消費者庁ホームページから、以下の手順で「製品安全ガイド」にアクセスしてください。
② 消費者庁ホームページ（http://www.caa.go.jp/）
・トップメニューから「消費者行政について知りたい」をクリック
・「消費者安全」をクリック
・「事故情報の一元化」の欄まで下にスクロール
・「消費生活用製品安全法（重大事故情報報告・公表制度）」の欄の
「事業者の方からの事故報告（ウェブサイト）」をクリック。
・「製品安全ガイド」
「製品事故の報告」の欄にある「重大製品事故の報告」から
「WEB サイトから直接報告」の右の「報告フォームはこちら」をクリック
・「事故報告の前に」をお読みいただき、
下にあるボタンの「報告フォームへ進む」をクリック
・「消費者庁ガイド」にある記載事項をお読みいただき、
「報告する」をクリック
・「Step1　業者・報告者情報入力」、「Step2　事故製品・事故内容情報入力(1)」、
「Step3　事故製品・事故内容情報入力(2)」「Step4　被害者情報入力」、
「Step5 事故製品所有者情報入力」までを入力してください。
・ここまで入力が完了したら、「報告する」をクリックしてください。
・「事故情報の確認」で入力内容を確認してください。控えが必要な場合、印刷してください。
・最後に「届出情報を確定する」をクリックしてください。
※（＊）の必須入力事項に注意して、入力を行なってください。
※web 入力は、報告フォーム作成にかかる入力時間の制限がありますので、一定時間(約 10 分)が過ぎると作業を最初からやり直しすることとなりますので注意してください。

「製品安全ガイド」における事故報告の方法

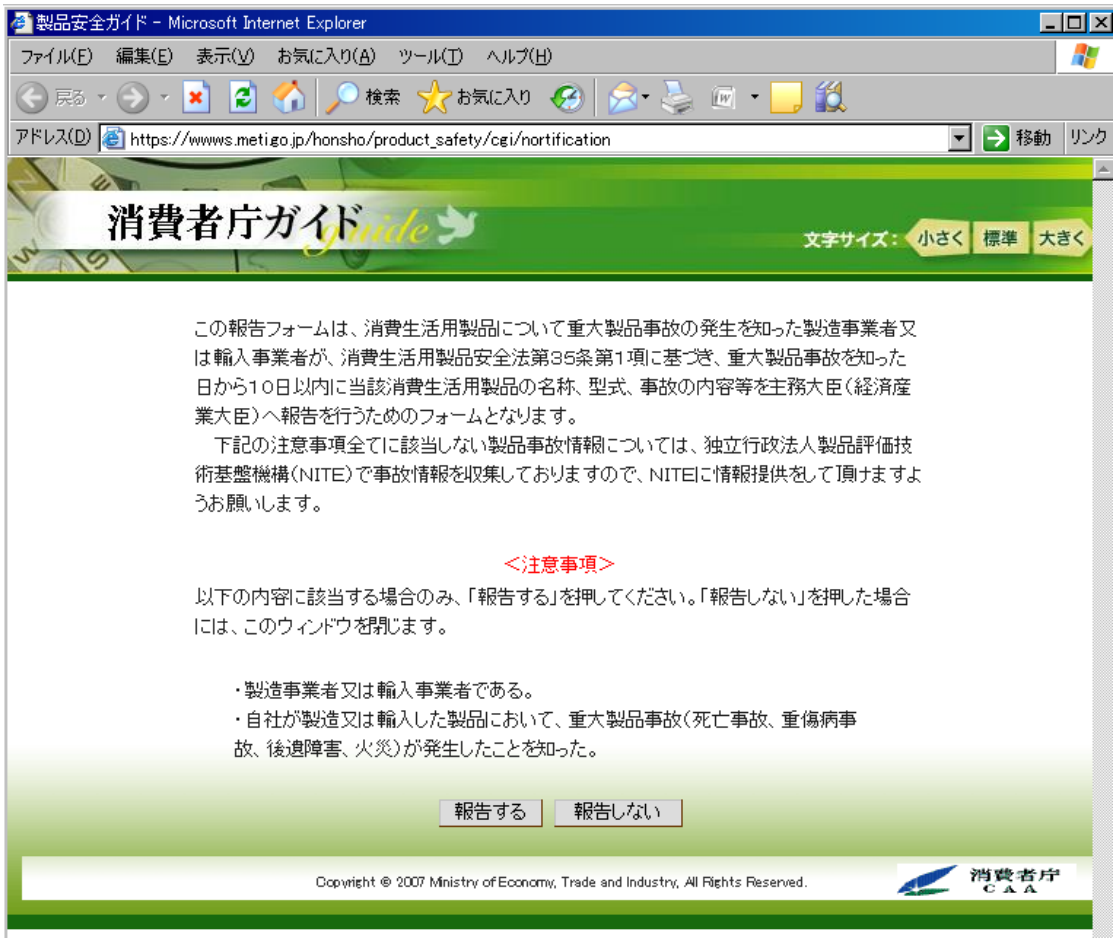
製品安全ガイド - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
検索 お気に入り
アドレス(D) https://wwws.meti.go.jp/honsho/product_safety/cgi/nortification
移動 リンク
消費者庁ガイドGuide
文字サイズ: 小さく 標準 大きく
この報告フォームは、消費生活用製品について重大製品事故の発生を知った製造事業者又は輸入事業者が、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき、重大製品事故を知った日から10日以内に当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を主務大臣（経済産業大臣）へ報告を行うためのフォームとなります。
下記の注意事項全てに該当しない製品事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で事故情報を収集しておりますので、NITEに情報提供をして頂けますようお願いします。
＜注意事項＞
以下の内容に該当する場合のみ、「報告する」を押してください。「報告しない」を押した場合には、このウィンドウを閉じます。
・製造事業者又は輸入事業者である。
・自社が製造又は輸入した製品において、重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害、火災）が発生したことを知った。
報告する
報告しない
Copyright © 2007 Ministry of Economy, Trade and Industry, All Rights Reserved.
消費者庁 CAA

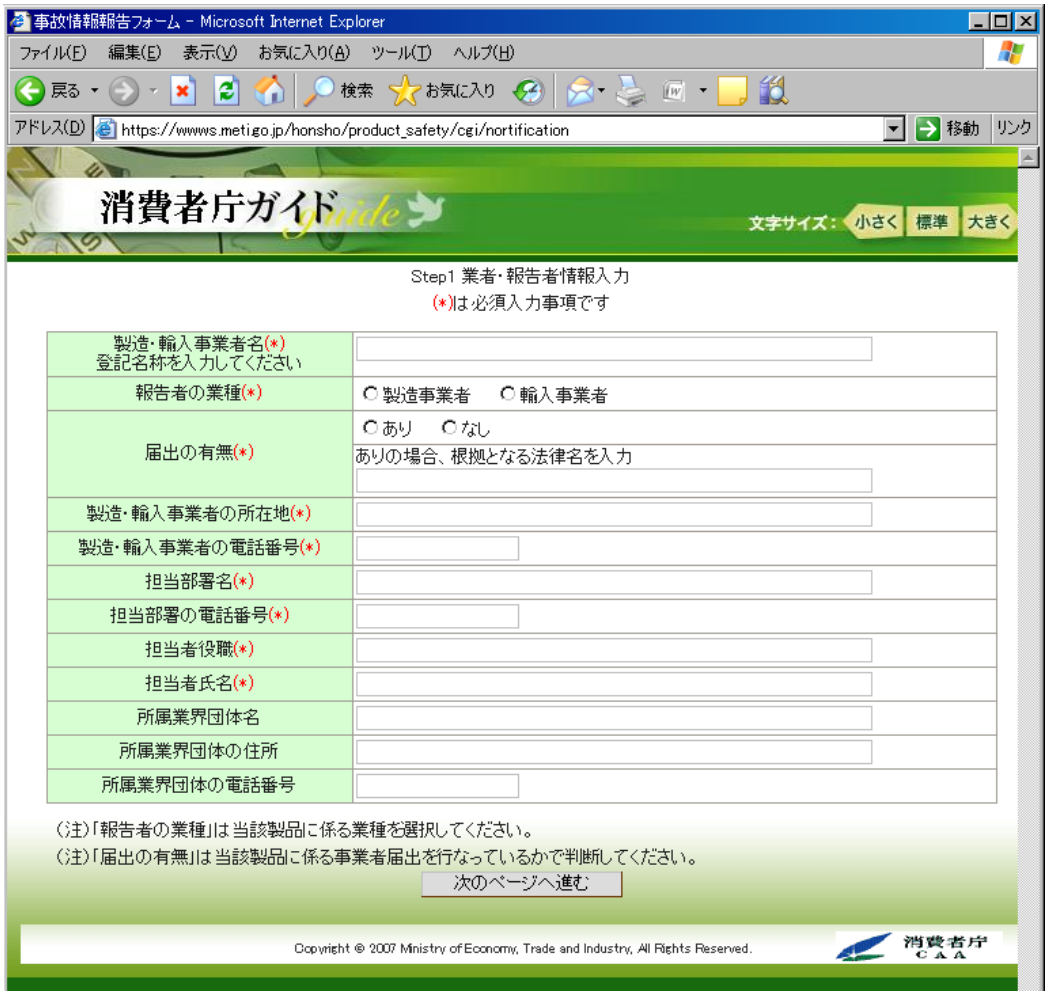
事故情報報告フォーム - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
戻る 検索 お気に入り
アドレス(D) https://wwws.meti.go.jp/honsho/product_safety/cgi/nortification
移動 リンク
消費者庁ガイド guide
文字サイズ: 小さく 標準 大きく
Step1 業者・報告者情報入力
(*)は必須入力事項です
製造・輸入事業者名(*)
登記名称を入力してください
報告者の業種(*)
製造事業者 輸入事業者
届出の有無(*)
あり なし
ありの場合、根拠となる法律名を入力
製造・輸入事業者の所在地(*)
製造・輸入事業者の電話番号(*)
担当部署名(*)
担当部署の電話番号(*)
担当者役職(*)
担当者氏名(*)
所属業界団体名
所属業界団体の住所
所属業界団体の電話番号
(注)「報告者の業種」は当該製品に係る業種を選択してください。
(注)「届出の有無」は当該製品に係る事業者届出を行なっているかで判断してください。
次のページへ進む
Copyright © 2007 Ministry of Economy, Trade and Industry, All Rights Reserved.
消費者庁 CAA

郵送での報告

① 封入するもの

・内閣府令第３条で定める様式一の報告　（合計２ページ）

・参考資料　（合計２ページ）

・その他（必要に応じて、事故現場の状況図、写真、取扱説明書、施工説明書、本体表示見本等）

※報告書は、記載する内容や情報により、記入欄の行数やページが増加することがあっても構いませんので事業者が知り得ている情報を詳しく記載してください。

送付状に記載する事項

報告書には担当者氏名、連絡先を記載する欄がありますが、当該連絡先とは別に、消費者庁からの連絡を最初に受ける担当者がいる場合には、送付状に、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 報告様式の入手について

※様式一、参考資料及び記入例のダウンロードは以下のアドレスから行うことが出来ます。
（http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/index.html）

③ 報告の期限

重大製品事故に該当することを知った日を含め１０日以内に、下記の消費者庁消費者安全課宛に送付してください（必着）。

報告期限の１０日の考え方については、「Ｑ＆Ａ　報告の起算日及び期限の考え方」を参照してください。

④ 送付先

消費者庁消費者安全課

住所：〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー6F

※上記のアドレスは第１報及び消費者庁公表前の第２報報告先アドレスです。**念のため、お手数ですが、郵送後に、送った旨、電話をしてください（消費者安全課：03-3507-9204）**

※消費者庁の公表後の第２報の報告先は、経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室となります。

消費者庁公表後の第２報の送り先

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

電子メールアドレス：seihin-anzen@meti.go.jp

4.7 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への製品事故情報の報告

◇ 消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度は、消費生活用製品に係る重大製品事故が発生した場合に、製造事業者又は輸入事業者が消費者庁に事故報告を行う制度ですが、重大製品事故を未然に防ぐためには、重大製品事故以外の軽傷、製品破損、製品焼損、ヒヤリ事例等の軽微な事故情報についても発生の事実を積極的に収集し、重大製品事故につながる端緒を捉え、速やかに事故発生の要因を取り除くことが重要です。

◇ このため、消費生活用製品等に係る軽微な製品事故情報について、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において、それらを収集する制度を設けています。詳細については、第８章「独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の制度の概要」を御覧ください。

4.8 製品事故の発生を知ったら（製造・輸入事業者の場合）

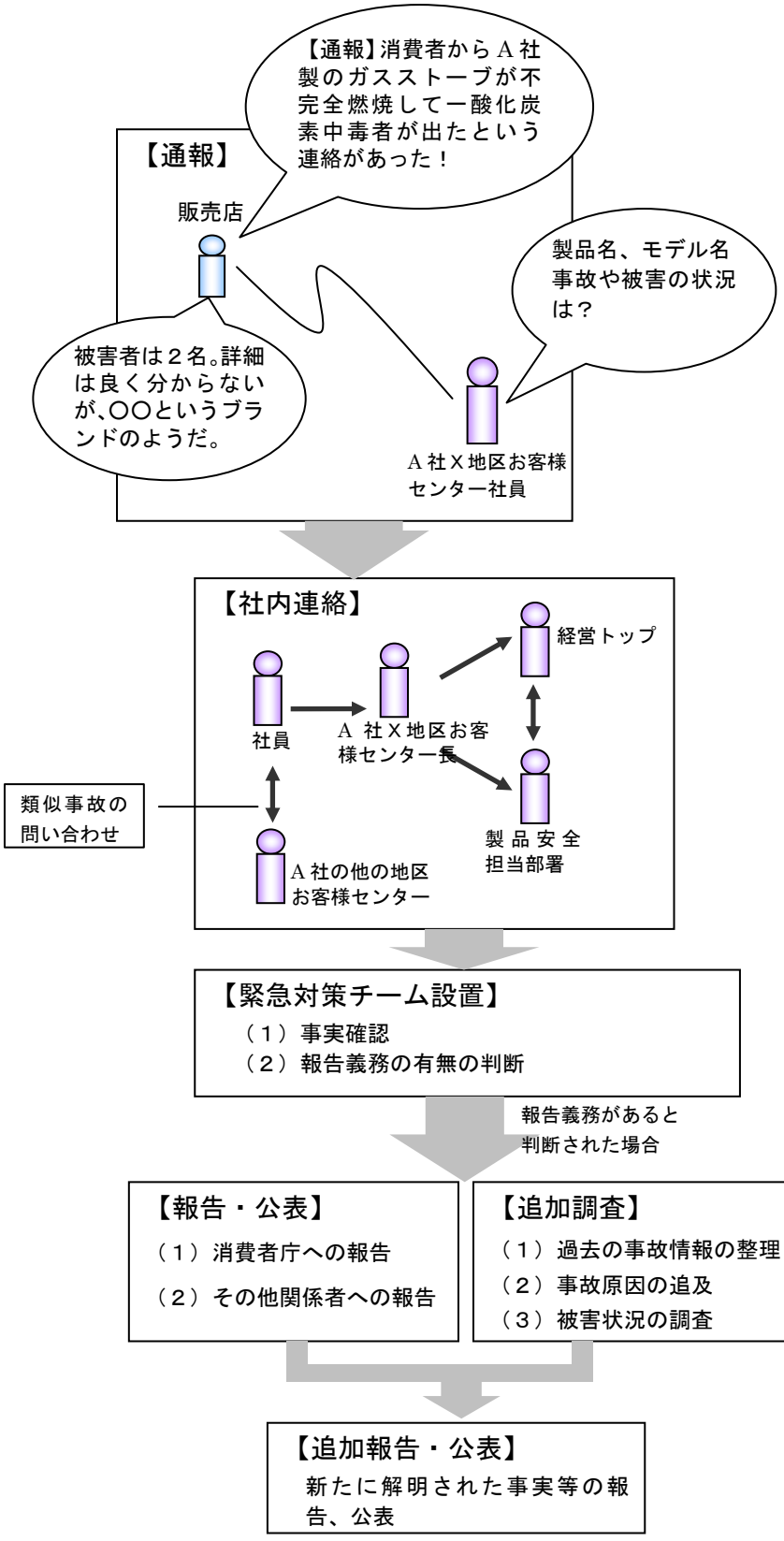

ポイント

○ 通報者から必要な項目を聞き取る。
→質問項目等のフォームを準備しておくとスムーズに対応できる。

○ ただし、通報者が製品名やモデル名、事故の状況等、正確に言えない場合も多い。
→通報者の情報が十分でない場合の対応を事前に決める必要がある。
→モデル名等がどこに記載しているかなどの情報を整理する必要がある。

○ 社内の連絡
→日頃から緊急時の連絡項目、連絡ルートを決める必要がある。
→同時に、過去の事故事例について調査する。
→経営トップへの連絡を早急にする。

○ 事実確認
→どのような体制で事実確認に取り組むか、緊急対策チームの体制を予め決める必要がある。
→販売店等を含めて、連携の規約等を定めることも考えられる。
→被害者への適切なアプローチの方法も考える。

○ 公表
→法的に義務付けられている消費者庁への報告の他、下記の組織等への連絡を行うことが想定される。
・取引先（販売事業者、修理・設置工事事業者等）
・業界団体
・社員
・マスコミ
・保険会社　等

4. 9　製品事故の発生を知ったら（販売事業者の場合）

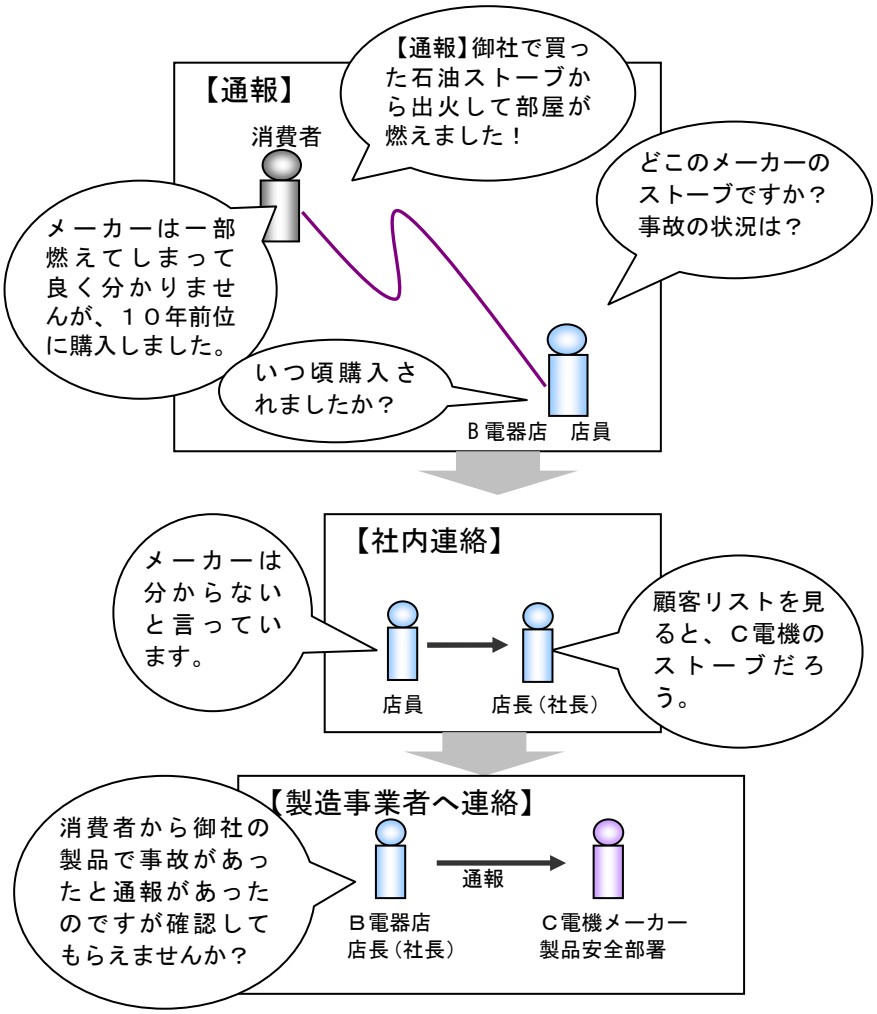

ポイント

○　通報者から必要な項目を聞き取る。
○　ただし、通報者が消費者の場合、製品名やモデル名、事故の状況等、正確に言えない場合も多い。
→メーカー名やモデル名がわからない時の対処の仕方を検討する。
→顧客リスト等を整理していると製品が特定できる可能性も高い。

○　社内の連絡
→日頃から、社内で連絡しやすい体質を作る。

○　事業者間の関係
→メーカー、販売店が日頃から情報交換を密にする。
○　情報のフィードバック
→C 電機メーカーは、その後に講じた対策について、B 電器店にフィードバックすることが重要。

Q＆A 販売事業者編

●例えば、製造事業者又は輸入事業者以外の販売事業者等であっても、重大製品事故の発生を知った場合には、消費者庁に報告しても良いのでしょうか。

回答　**重大製品事故の報告者は製造事業者又は輸入事業者となっています。販売事業者等が**重大製品事故の発生を知った場合には、まずは、製品の製造・輸入事業者が事故報告の義務を適切に果たせるよう事故発生の事実を製造・輸入事業者に連絡してください。また、販売事業者等が自らも、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に事故報告を行うことが出来、製品事故であれば重大製品事故か非重大製品事故であるかは問いません。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、この報告を消費者庁及び経済産業省と共有するとともに製造・輸入事業者に連絡を行い、製造・輸入事業者からの行政機関への事故報告を促します。

●製造・輸入事業者が既に倒産している製品での事故を知った場合は、どうすれば良いのでしょうか。

回答　販売事業者等が製品事故の発生を知った場合には、重大製品事故か非重大製品事故であるかは問わず、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に事故報告を行うことが出来ます。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、報告内容(倒産情報を含む)を消費者庁及び経済産業省と共有します。

●製造・輸入事業者から、製品の製造や輸入に関する事業を買い取った又は承継したのですが、その場合は、事故報告をどのように考えれば良いのでしょうか。

回答　事業承継等の範囲に、事故が発生した製品の開発・設計工程、製造工程、検査工程、修理サポート工程ないしはそれら部門（組織、人員、ノウハウ）及び製品に関わる権利関係が含まれている場合には、事業を承継した事業者に事故の報告義務が生じます。すでに販売されている製品で重大製品事故が発生した場合には、期限内に消費者庁に報告する必要があります。

4. 10　製品事故の発生を知ったら（修理・設置工事事業者の場合）

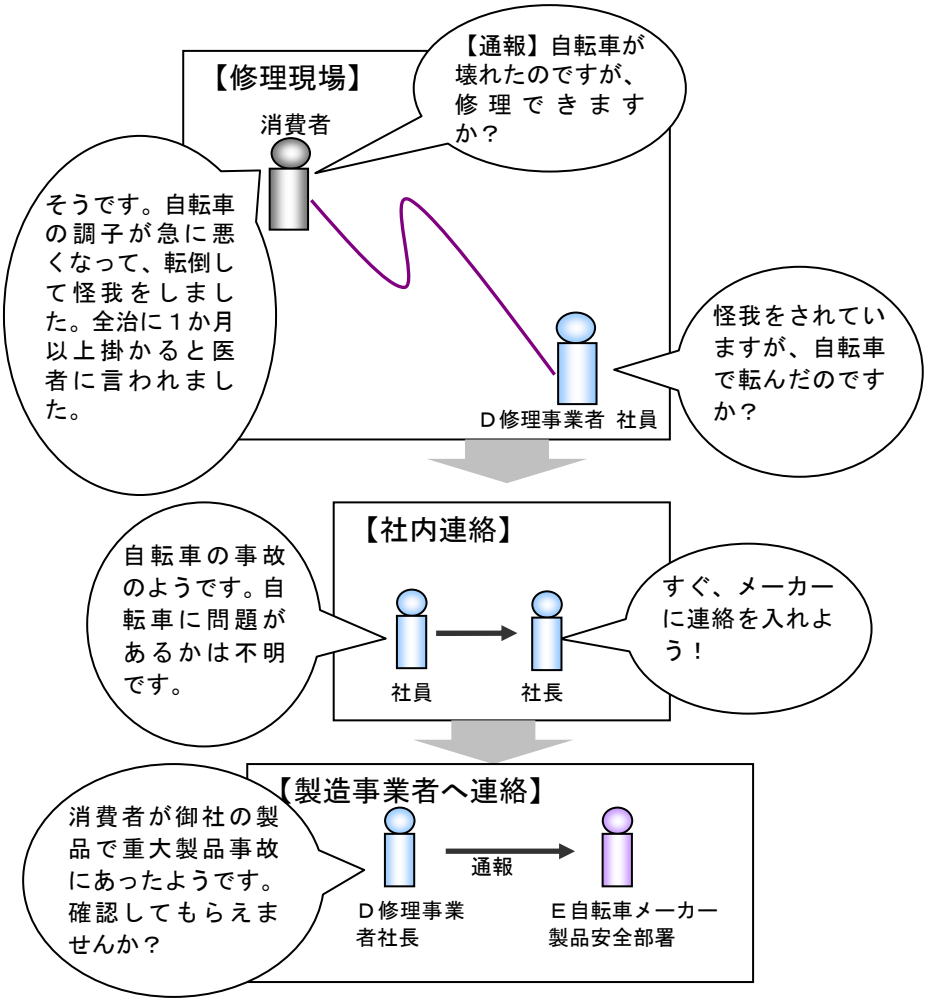

ポイント

○　修理や設置工事の際、消費者から事故に関する話があった場合、必要な項目を聞き取る。
○　事故品からメーカー名やモデル名を確認する。
→顧客リスト等を整理しているとリコール等の製品が特定できる可能性も多く、消費者に対するサービスにも繋がる。

○　社内の連絡
→日頃から、社内で連絡しやすい体質を作る。

○　事業者間の関係
→メーカー、修理事業者、設置工事事業者が日頃から情報交換を密にする。
○　情報のフィードバック
→E 自転車メーカーは、その後に講じた対策について、D 修理事業者にフィードバックすることが重要。

Q＆A 修理・設置工事事業者編

●修理事業者が重大製品事故の発生を知った場合には、どのようにすれば良いでしょうか。

回答　重大製品事故の報告者は製造事業者又は輸入事業者となっています。**修理・設置工事事業者が**重大製品事故の発生を知った場合には、まずは、製品の製造・輸入事業者が事故報告の義務を適切に果たせるよう事故発生の事実を製造・輸入事業者に連絡してください。また、修理・設置工事事業者が自らも、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に事故報告を行うことが出来、製品事故であれば重大製品事故か非重大製品事故であるかは問いません。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、この報告を消費者庁及び経済産業省と共有するとともに製造・輸入事業者に連絡を行い、製造・輸入事業者からの行政機関への事故報告を促します。

●経年劣化による不具合の対応を行った際に、気をつける点はありますか。

回答　経年劣化による不具合の発生が見られ同様な製品が世の中にある場合には、修理・設置工事事業者は製造・輸入事業者に連絡する必要があります。

●修理・設置工事事業者が不正改造を行った場合に生じた重大製品事故は、報告の対象となりますか。

回答　修理・設置工事事業者の改造行為が重大製品事故とどのように関連するかを明らかにする必要があります。仮に、当該重大製品事故が、修理・設置工事事業者の不正改造によって生じたものであると公的機関等から明らかにされている場合等には、製造・輸入事業者からの報告の対象外となります。他方、重大製品事故と不正改造の関連が不明確である場合や判断がされていない場合には、製造・輸入事業者からの報告の対象となります。

Q & A 報告義務のある事業者は？

●輸入した製品により重大事故が発生した場合には、報告する義務がある事業者は、海外の製造事業者とはならないのですか。

回答　本法は国内法であるため、報告義務が発生するのは当該製品を最初に国内に供した事業者です。したがって、輸入品の場合は、海外の製造事業者ではなく、輸入事業者に報告義務があります。

●２社以上の企業が共同して製造している製品により重大製品事故が発生した場合は、どちらの企業が報告すればよいのですか。

回答　報告義務者が明確にならない場合は、連名で報告してください。

●消費者から事故の発生情報が製造・輸入事業者に寄せられ、消費者から受け取った製品（事故品）が自社で製造・輸入した製品ではなく、また、製造・輸入事業者が不明の場合は、どのようにすればよいでしょうか。

回答　製造・輸入事業者は、消費者及び販売店に、製品が自社製ではないこと及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）へ事故情報を報告することを伝え、製品を NITE に送付してもよいか確認し、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に事故情報を報告してください。

●小型汎用エンジンの製造事業者ですが、製造したエンジンが組み込まれたエンジン式芝刈り機で重大製品事故が発生した場合に、報告義務の対象者となりますか。

回答　当該小型汎用エンジンが、単体として消費者向けに販売されていない場合には、エンジンは消費生活用製品には該当しません。当該製品を組み込んだエンジン式芝刈り機として消費者に販売されている場合には、報告義務者は、エンジン式芝刈り機の製造事業者となります。

　他方、小型汎用エンジンが、単体として一般消費者に販売されている場合には消費生活用製品に該当しますので、小型汎用エンジンで重大性事故が発生した場合には、小型汎用エンジンの製造事業者に報告義務があります。また、重大製品事故が小型汎用エンジン若しくはエンジン式芝刈り機のいずれかで発生したか不明な場合には、双方の製造事業者から報告書の提出が必要となります。

●本体に同梱されている AC アダプターや AC コードセット等の付属品で重大製品事故が発生した場合の事故報告義務者は、付属品の製造事業者、あるいは、本体の製造事業者のどちらになるのでしょうか。

回答　上記の芝刈り機の例と同様、付属品が本体専用の製品ではなく、付属品自体が広く家電量販店等で販売され流通しているような場合は、付属品自体が消費生活用製品に当たるため、付属品の製造事業者が報告義務者となります。

　他方、付属品があくまでも本体に付属する一部分をなしており、付属品自体で販売されていないような場合は、本体の製造事業者が報告義務者となります。

●電気用品安全法に基づき製造事業の届出を行い、自主検査を実施して中古製品を販売している事業者は、事故情報の報告義務者になりますか。

回答　電気用品安全法では、電気的加工の伴う修理や改造を行う可能性のある中古製品を取り扱う中古品販売事業者も製造事業の届出を行うことができることになっています。一方、消費生活用製品安全法における製造事業者の考え方は、その製品を現に製造した者であり、製品の安全性に一義的な責任を負う者であります。消費生活用製品安全法の製造事業者の定義と電気用品安全法の定義とは相違する部分があります。したがって、消費生活用製品安全法で

は、中古品を取り扱う事業者は、製造事業者に当たりませんので、報告義務者になりません。

●システムキッチンに組み込まれているガスこんろで火災が発生した場合、システムキッチンの製造事業者が報告義務を負うのですか。それとも、ガスこんろの製造事業者ですか。

回答　ガスこんろが単体でも一般消費者向けに販売されている場合には、ガスこんろの製造事業者が報告義務を負います。他方、当該ガスこんろが特定のシステムキッチンにのみ組み込まれる製品として製造されている場合には、システムキッチン全体を製造している事業者が報告義務を負います。

　また、火災発生の原因にシステムキッチンも関与している場合(引出し部でホースを破損等)には、システムキッチンの製造事業者も報告書を提出する必要があります。

●例えば、塩素系の洗浄剤Ａと酸性の洗浄剤Ｂを混合し暴発し、重大製品事故に至った場合には、洗浄剤Ａ及び洗浄剤Ｂのどちらの製造事業者が報告義務者となるのですか。

回答　本件の場合は、どちらの洗浄剤が原因であるのか明確でないことから、洗浄剤Ａ及びＢ双方の製造事業者が報告義務を負います。

●故障した中古品等をリサイクル業者が自ら修理して販売した製品を一般消費者が使用して重大製品事故が生じた場合、誰が報告義務者となるのですか。

回答　消費生活用製品安全法では、その製品を製造した者が製造事業者であり報告義務者となります。修理をしたリサイクル業者には重大製品事故報告の義務はありません。

●既に製造を中止している製品で重大製品事故が発生した場合には、消費者庁への報告義務はあるのですか。

回答　報告の対象です。同じ製品を使用している消費者に向けて注意喚起を行う必要があります。

●既に倒産や清算等により事業を行っていない製造・輸入事業者（以下、廃業事業者）から事業承継・事業買収・企業買収した事業者は、以前の廃業事業者の製造・輸入した製品において発生した事故について、事故を報告する必要がありますか。

回答　事業承継等の範囲に、事故が発生した製品の開発・設計工程、製造工程、検査工程、修理サポート工程ないしはそれら部門（組織、人員、ノウハウ）及び製品に関わる権利関係が含まれている場合には、事業を承継した事業者に事故の報告義務が生じます。

　ただし、廃業事業者の在庫の引き受け、販売先顧客情報、営業部門の人員のみを承継している場合には、事業を承継した事業者は販売事業者とみなすことが可能なため、報告義務は生じません。販売事業者において知りえた事故の情報についても、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告いただきますようお願いします。

●レンタル製品で重大製品事故が発生しました。レンタル事業者は、報告義務はあるのでしょうか。

回答　レンタル事業者には報告義務はありません。レンタル製品で重大製品事故が発生した場合には、当該製品を製造又は輸入している事業者が報告義務を負います。したがって、レンタル事業者は、重大製品事故の発生を知った場合には、そのことを製造事業者又は輸入事業者に連絡するようお願いします。

5.1 消費者庁等による重大製品事故の公表の流れ

◇ 内閣総理大臣及び主務大臣（経済産業大臣）は、責務として、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければなりません（消費生活用製品安全法第３３条）。

◇ また、内閣総理大臣は、製造事業者又は輸入事業者から重大製品事故に関する報告を受けた場合など、重大製品事故が生じたことを知った場合において、重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、**当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表します（消費生活用製品安全法第３６条第１項）。**これを踏まえ、消費者庁における重大製品事故の公表の流れは、次頁のとおりです。

重大製品事故の公表までのフロー図

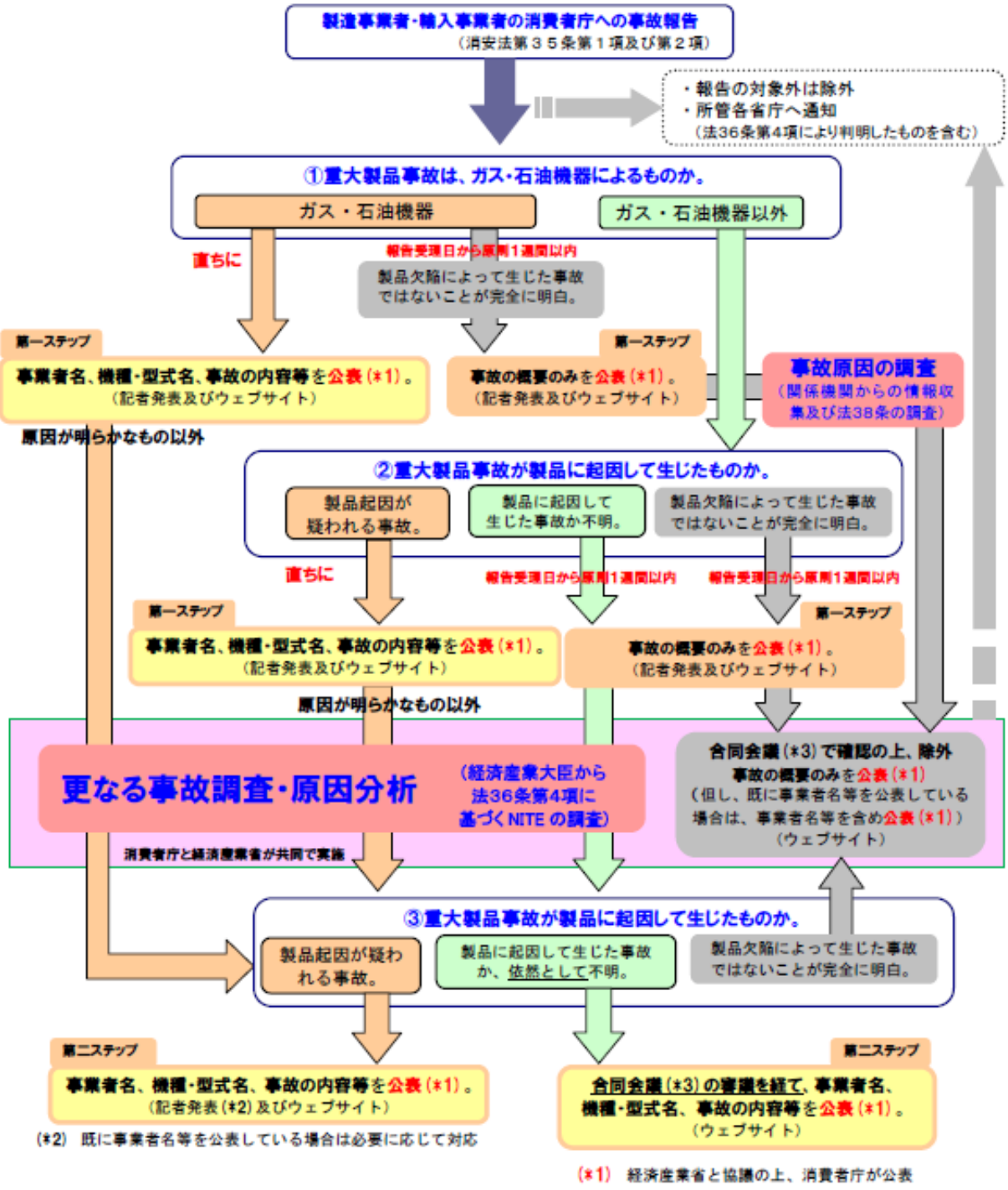

（*3） 消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議

5.2 消費者庁による具体的な事故情報の公表

◇ 製造事業者又は輸入事業者からの**報告後、直ちに（原則、一週間以内に）**、消費者庁及び経済産業省のウェブサイトで公表するとともに、両省庁の記者会に配布し、必要に応じ記者発表を行います。

記者発表とは、消費者庁及び経済産業省の記者クラブに資料を配布するとともに内容説明を行うことを言います。

【製品別、事故内容別に記載した公表内容について】

①ガス機器・石油機器に関する重大製品事故

- 事故発生日
- 報告受理日
- 製品名
- 機種・型式
- 事業者名
- 被害状況
- 事故内容
- 事故発生都道府県

②ガス機器・石油機器以外の製品に関する重大製品事故であって製品起因が疑われる事故

- 事故発生日
- 報告受理日
- 製品名
- 機種・型式
- 事業者名
- 被害状況
- 事故内容
- 事故発生都道府県

③ガス機器・石油機器以外の製品に関する重大製品事故であって製品起因か否かが特定できていない事故

- 事故発生日
- 報告受理日
- 製品名
- 被害状況
- 事故内容
- 事故発生都道府県

④製品起因による事故ではないと考えられ、今後、事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

・事故発生日
・報告受理日
・製品名
・被害状況
・事故内容
・事故発生都道府県

5.3 事故情報の技術的調査・原因分析

◇ 消費者庁による公表後、当該重大製品事故について、経済産業大臣から、我が国における消費生活用製品の事故分析等の中核的な専門機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることとしています（消費生活用製品安全法第３６条第４項）。NITE が、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行う際には、事業者の皆様は御協力をお願いします。

◇ また、重大製品事故の原因究明の過程において、当該事故が消費生活用製品に含まれる有害物質によって引き起こされた場合には、**「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１２号）」**によって事故の再発防止を図ることとなるため、当庁から事故情報を厚生労働大臣に通知し、対応を要請することとしています（消費生活用製品安全法第３５条第４項、施行令第１０条）。

5.4 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による調査後の対応

◇ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行った結果に基づき、以下の２つの対応が行われます。

①製品起因が疑われる事故であることが判明した場合
②製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した場合又は製品に起因する事故ではないと判断した場合

①製品起因が疑われる事故であることが判明した場合

経済産業省のウェブサイトで公表するとともに、ガス機器・石油機器以外の製品については、消費者庁から以下の内容をプレスリリースにて再公表します。

・事故発生日
・報告受理日
・製品名
・機種・型式
・事業者名
・被害状況
・事故内容(事故原因も記載)
・事故発生都道府県

②製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した場合又は製品に起因する事故ではないと判断した場合

これらについては、**消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議**での審議を経て、審議結果として製品安全に資する情報提供の観点から、当初に消費者庁から公表した内容に加え、事故内容、判断の理由等を付した上で経済産業省のウェブサイトで公表します。

なお、仮に、重大製品事故の原因分析を実施する過程で、製品欠陥によって生じた事故ではないことが明らかに場合又は重大製品事故の要件を満たさないことが明らかになった場合、その旨、上記合同会議の審議を経た上で、重大製品事故の公表対象から削除する措置を行います。

6.1 再発防止対策をどのように講ずればよいか

◇ 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、自らが製造又は輸入している消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費生活用製品の回収を行うなど、危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければなりません（消費生活用製品安全法第３８条第１項）。つまり、製造事業者又は輸入事業者は、製品事故が発生した場合には、速やかに**リコール**を行うことが大原則です。

◇ **リコールを行うと判断した場合は、速やかに経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室に連絡してください。なお、改修部品の調達等に時間を要すると判断される場合は、リコールの開始を予告することも重要です。そうした場合も早めに同室に連絡するようにしてください。**

◇ また、ここで言う「リコール」とは、一般に、消費生活用製品による事故の発生の拡大可能性を最小限にするための事業者による対応を指し、具体的には以下のような措置をいいます。

①一般消費者への注意喚起（一般消費者に対する製品事故のリスクに関する適切な情報提供）
②流通及び販売段階からの製品回収
③一般消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理及び部品の交換等）又は引き取りを実施すること

◇ 製造事業者又は輸入事業者がいかにリコールを速やかに行うかは、該当する製品がどのような販路を辿って一般消費者の手に渡ったかをいかに早く把握するかが重要です。製品によっては、最終消費者までの販路が完全に把握できない場合もありますが、どこまで把握できるかを事前に確認しておく必要があります。

◇ また、リコール情報を一般消費者に周知する方法として、製品の使用者が特定できる場合と特定できない場合とで峻別した場合、以下のものが挙げられます。

①情報提供の対象者を特定できる場合の周知方法
➢ダイレクトメール
➢電話、ファックス、電子メール
➢直接訪問
➢流通・販売事業者等を通じての連絡

②情報提供の対象者が特定できない場合の周知方法

➢新聞社告

➢記者発表

➢テレビ、ラジオ等での告知

➢雑誌、リビング誌、折り込みチラシ等

➢自社のホームページ

➢販売店等での店頭告知等

◇ なお、製造事業者又は輸入事業者がリコール[2]を実施する場合には、以下の様式に基づき、経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室に報告してください。また、事業者は、リコールの進捗状況についても、定期的に報告してください。
これは義務ではありませんが、経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイトにもこうしたリコール情報を掲載し、少しでも早く確実にリコールが実施できるよう、一般消費者に周知することとしています。

◇ その他、リコールに関することは、経済産業省で策定しましたリコールハンドブック 2010 を参考にしてください。
http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook2010.pdf

[2] 消費生活用製品のリコールのみならず、業務用電気用品等も含めた製品安全４法（①消費生活用製品安全法、②電気用品安全法、③ガス事業法、④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）が対象とする製品でリコールを実施する場合には、もれなく報告するようお願いします。

6. 2　リコール開始及び進捗報告の提出

【リコールを開始する際に提出する様式】

年　　月　　日

製品リコール開始の報告書

経済産業省商務流通グループ品安全課長　　殿

事業者名：
報告者の役職及び氏名：

下記の製品について、リコール（点検・修理・回収　等）を行うこととしましたので、報告します。

記

１．製品名（品名（ブランド名）を含む。）

２．機種、型番、製造番号

３．製造期間（輸入期間 、販売期間）、製造台数（輸入台数 、販売台数）、対象台数

４．リコールに至る経緯

５．リコールの対策内容（具 体的に記載すること。）

６．対策開始予定年月日

７．当該製品使用者及び販売者に対する周知方法

８．記者発表等の有無

９．本件の連絡先

【リコールを開始後、リコールの進捗状況を定期的に報告する際に提出する様式】

年　　月　　日

製品リコール進捗状況の報告書

経済産業省商務流通グループ製品安全課長 殿

事業者名：
報告者の役職及び氏名：

　　年　　月　　日に製品リコール開始の報告書を提出しましたが、その後の当該製品の　　リコール（点検・修理・回収 等）の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

１．製品名（品名（ブランド名）を含む。）

２．機種、型番、製造番号

３．対象台数、対策開始日

４．リコールの対策済台数（　　年　　月　　日現在）

５．進捗率

６．その他（リコール 実施方策等）

７．本件の連絡先

6.3 再発防止対策に販売事業者はどのように協力するのか

◇ 消費生活用製品の販売事業者は、製品事故による危害の発生及び拡大を防止するため、製造事業者又は輸入事業者がとろうとする回収等のリコール措置に協力するよう努めなければなりません。消費生活用製品安全法第３８条第３項に規定する協力義務については、販売事業者が、その事業の規模、取り扱う製品、製造事業者等との関係その他事業の実態に応じて可能な努力をすることに行えば足ります。

◇ また、主務大臣は、同法第３９条の規定により製造事業者等に対して回収等の措置をとることを命ずる場合には、当該回収等に要する費用（人件費を含む。）は特段の事情がない限り当該製造事業者等が負担することも求めることとなります。

◇ 具体的に、販売事業者が実施できる協力活動として、リコールの対象となっている消費生活用製品の販売の停止、製造事業者又は輸入事業者への在庫情報や顧客情報の提供、店頭での一般消費者へのリコール情報の提供等が挙げられます。

6.4 再発防止対策の実施における個人情報の取り扱いについて

◇ 消費生活用製品安全法第３９条に規定する経済産業大臣による危害防止命令（後述参照）の発動や製品回収等に際しては、消費生活用製品の販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行うリコール措置に協力しなければなりません。これは販売事業者の義務です。

◇ こうした危害防止命令が発動されたことによって、顧客情報を提示することは、法令に基づいた措置（個人情報の保護に関する法律第１６条第３項第１号）であり、個人情報保護法は適用されません。

Q & A 個人情報の取り扱いについて

●メーカーが自主的に製品回収を行う際に、販売事業者が保有している顧客リストを提供して、メーカーの取組に協力しようと考えているのですが、顧客の同意なしに、顧客リストをメーカーに提出することは、個人情報保護法に抵触するのでしょうか。

回答　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１６条第３項第２号の規定に基づき、製品事故が生じたため、又は製品事故は生じていないが一般消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、製造事業者又は輸入事業者が消費生活用製品をリコール（注意喚起、製品回収、点検、修理等）する場合、販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者等が当該製造事業者又は輸入事業者に対して顧客情報を提供しても個人情報保護法に抵触しません。

したがって、販売事業者等におかれては、製造事業者又は輸入事業者のリコールに対しては、可能な限り積極的に協力するようお願いします。

（詳細は、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成２１年１０月）」を参照してください。）。

消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン
http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_2.pdf

6.5 経済産業省による再発防止策、危害防止命令、罰則

◇ 経済産業大臣は、①特定製品[3]の製造事業者、輸入事業者又は販売事業者がPSCマークの表示をせずに特定製品を販売したこと、②特定製品の製造事業者又は輸入事業者が当該特定製品の技術基準に適合しないものを製造、輸入又は販売したこと、のいずれかの事由によって、一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、販売した当該特定製品の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう、製造事業者等に命ずることができます（**消費生活用製品安全法第３２条**）。

◇ また、経済産業大臣は、**消費生活用製品の欠陥により**、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう、製造事業者又は輸入事業者に命ずることができます（**消費生活用製品安全法第３９条第１項**）。これを**危害防止命令**と呼んでいます。経済産業大臣が危害防止命令を発動した際には、その旨を公表しなければならないこととなっています（**消費生活用製品安全法第３９条第２項**）。

◇ 上述の**消費生活用製品安全法第３２条**に基づく製品回収等の命令は、特定製品における表示義務や技術基準適合義務に反した場合に発動されるものであるのに対して、**消費生活用製品安全法第３９条**に基づく危害防止命令は、特定製品のみならず消費生活用製品全般が対象であることと、命令の発動要件が「消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合」としている点が大きく異なっています。

◇ なお、消費生活用製品安全法第３２条及び第３９条第１項（危害防止命令）に違反した者（違反行為者本人を指し、通常、命令の名宛人である法人の代表者）は、１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金、又はこれを併科することとなっています（**消費生活用製品安全法第５８条第４号**）。さらに、法人による違反の場合は、行為者本人を罰することは勿論ですが、法人に対しても重大な罰金刑が科せられます。違反した法人は、個人に比して、１００倍に加重された罰金刑（１億円以下）が科されます（法人重課）（**消費生活用製品安全法第６０条第１号**）。

◇ 重大製品事故が発生し、製品の回収等のリコールを実施する必要があっても、リコールを行うべき事業者が倒産等によりもはや存在しない場合が少なからずあ

[3] 「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品をいいます（消費生活用製品安全法第２条第２項）。現在、家庭用圧力なべ、乗車用ヘルメット、浴槽用温水循環器、ライター等を含め、１１の製品が指定されています（施行令第１条別表第１）。

ります。こうした場合には、経済産業省は、重大製品事故が多発している製品情報について記者発表等を通じて、一般消費者に周知することとしています。なお、資力の弱い事業者の方々におかれては、重大事故による製品回収等に速やかに対応できるようにするため、例えば、民間保険会社が提供しているリコール保険等を利用し、万一の場合に備えておくことが必要です。

Q & A 事故報告の義務者が不存在の場合

●製品の製造又は輸入事業者が倒産して、もはや事業者が存在しない場合、当該製品で重大製品事故が発生した情報を得た販売事業者は、事故情報を誰に通知すれば良いのでしょうか。

回答　重大製品事故が発生した場合で、製造事業者又は輸入事業者が不在の場合には、消費者庁に連絡をしてください。なお、製造事業者等が倒産又は廃業等となっている場合については、消費者庁、経済産業省又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が当該製造事業者等に代わって、製品の危険性に関する情報を消費者に周知し、消費者が危険を回避できるよう努めます。

6.6 消費者庁による体制整備命令、罰則

◇ 内閣総理大臣(消費者庁)は、重大製品事故が発生し、当該製品の製造事業者又は輸入事業者が、重大製品事故の報告義務を怠っていたり、又は虚偽の報告をした場合には、事業者に対して、事実確認をするとともに、必要があると認めるときは、以下の措置をとります。

(1) 重大製品事故に係る製品名、事業者名、機種・型式名、事故の内容（事故発生日、事故発生場所、被害状況等)、事故原因等を記者発表するとともに、消費者庁のウェブサイトで公表します。

(2) 当該製造事業者又は輸入事業者に対して、事故情報を収集、管理及び提供するために必要な社内の体制を整備するよう命令（**体制整備命令**）を発動することとしています（**消費生活用製品安全法第３７条**)。

◇ 製造事業者又は輸入事業者が、上記の体制整備命令に違反した場合には、１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処されます。また、これらが併科されることもあります（**消費生活用製品安全法第５８条第５号**)。さらに、法人による違反の場合は、行為者本人を罰することは勿論ですが、法人に対しても罰金刑が科せられます。違反した法人は、行為者本人と同様、罰金刑（１００万円以下）が科されます（**消費生活用製品安全法第６０条第２号**)。

Q&A 体制整備命令の内容

●体制整備命令とは、具体的にどのような内容になるのでしょうか。

回答　体制整備命令とは、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故に関する情報を収集・管理・公表できるようにするための社内体制の整備について命令を行うことです。このため、具体的な内容は、それぞれの事業者の状況により異なると考えますが、例えば、消費者からの製品事故情報に関する専用窓口の設置や事故情報処理に係る社内規定類の整備等が挙げられます。

なお、普段から、社内の体制をどう整備したら良いのかといった点については、後述する**「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」**（平成１９年３月策定）が大いに参考になりますので、こうしたガイドラインを基に、社内の体制整備を図ることが重要です。

●自社で報告義務がない事故と判断したものが、後日、報告義務のある事故だと消費者庁から指摘を受けた場合には、報告義務違反ということで罰せられるのでしょうか。

回答　本制度においては報告義務を履行しなかったことをもって直ちに罰せられるものではありません。消費者庁としては、事業者が報告義務を確実に履行しなかった理由を究明した上で、体制整備命令の発動を含め、適切に対応します。

7.1 製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン

◇ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の報告・公表制度は、消費生活用製品に関わるあらゆる事業者にとって、いわば守るべき最低限のルールです。また、こうしたルールに適切に対応するためには、事業者の日頃からの取組が重要になります。こうした観点から、経済産業省では、製品安全の確保に向けた事業者自らの取組を促すために、企業トップの意識の明確化や製品事故に対する対応等について示した**「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」**[4]を公表しています。

◇ 事業者の方々におかれては、このガイドラインを参考にして、製品安全に係る自主行動計画を策定することにより、製品安全に対する社内の体制整備も適切に行うことができると考えています。なお、内閣総理大臣が消費生活用製品安全法第３７条に基づく体制整備命令を発動する際にも、こうしたガイドラインに記述された事項がしっかり整備されるよう指摘することも想定されます。

製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン
http://www.meti.go.jp/product_safety/policy/guideline_selfaction.pdf

[4] ガイドラインの詳細は、経済産業省の製品安全のホームページ：http://www.meti.go.jp/product_safety/を御覧ください。

8.1 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の制度の概要

◇ 消費生活用製品安全法に基づく事故報告・公表制度の対象は、消費生活用製品の重大製品事故であり、製品欠陥によって生じた事故でないことが明らかな事故以外のものと限定されています。また、報告義務者についても、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者となっています。しかし、重大製品事故を未然に防止するためには、重大製品事故に至る前に発生している軽微な事故やヒヤリ・ハット事例を網羅的に収集し、これを丹念に分析することが重要です。

◇ このため、経済産業省では、昭和４９年から製品事故情報の収集・分析を実施してきた独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と協力して、消費生活用製品安全法に基づく事故報告・公表制度を補完する制度として、消費生活用製品安全法の制度の対象とならない事故事例については、NITE の事故情報収集制度の中で情報収集することを全国の事業者団体や地方公共団体等に通達を発しています。

参考：平成２３年３月４日付け平成２３／０３／０３商局第１号「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」

◇ 事業者の方々は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度を十分に御理解いただき、幅広い情報の提供をお願いします。

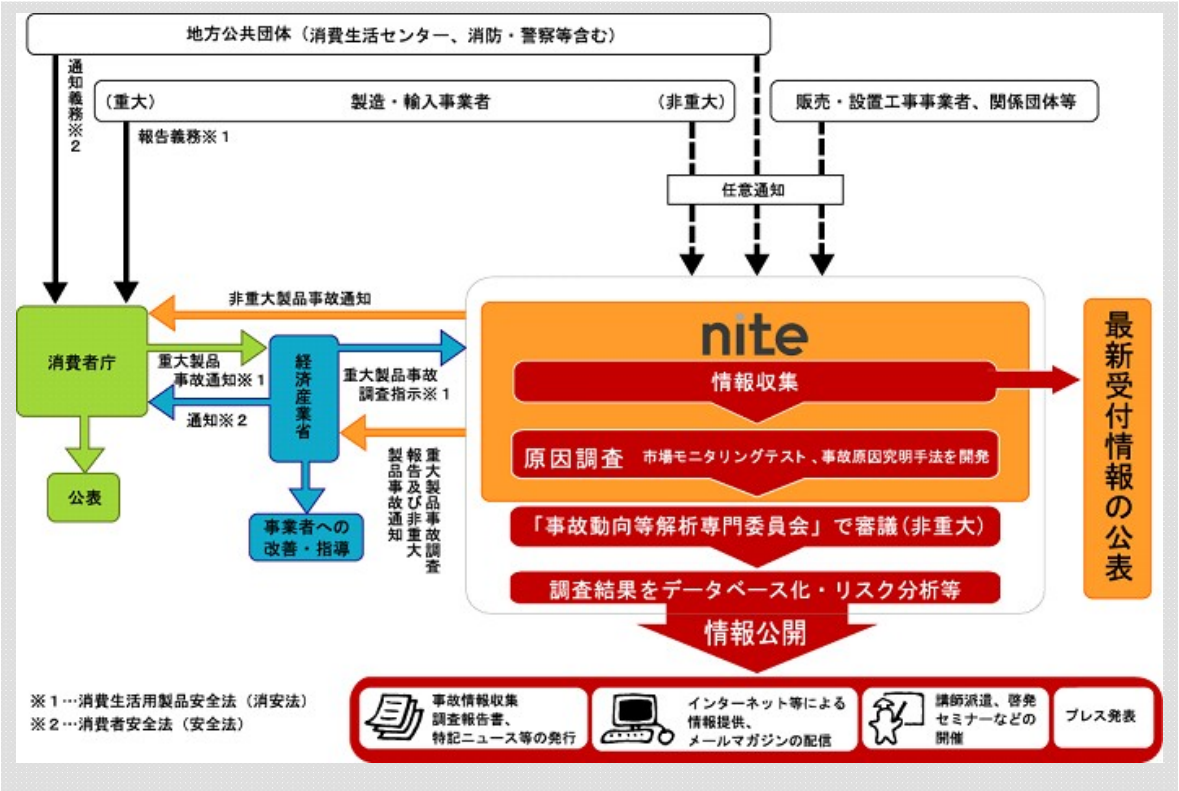

◇ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度に重大製品事故及び消費者安全法も含めた消費生活用製品に係る事故の報告主体と事故の種類は下図のとおりです。例えば、製造事業者が軽微な製品事故、すなわち、非重大製品事故に関する情報を知ったときには、NITE に報告をしてください。なお、NITE に報告された事故情報については、消費者庁及び経済産業省と情報の共有が図られています。

消費生活用製品の事故に係る報告方法及び報告先等の一覧

	製造事業者 輸入事業者	販売事業者*** リース事業者*** 設置工事事業者*** 修理事業者*** 関係団体等	地方公共団体 （消費生活センター等を含む。）
重大製品事故	消費生活用製品安全法に基づく内閣総理大臣（消費者庁）への報告義務	NITE への報告	消費者安全法に基づく内閣総理大臣（消費者庁）への通知義務
報告の根拠	消費生活用製品安全法 第３５条第１項	経済産業省からの情報提供の要請*	消費者安全法 第１２条
報告先	消費者庁消費者安全課	NITE	消費者庁消費者安全課**
報告様式	内閣府令第３条様式１	NITE 様式―２	特に定めていない
非重大製品事故	NITE への報告	NITE への報告	消費者安全法に基づく内閣総理大臣（消費者庁）への通知義務
報告の根拠	経済産業省からの情報提供の要請*	経済産業省からの情報提供の要請*	消費者安全法 第１２条
報告先	NITE	NITE	消費者庁消費者安全課**
報告の様式	NITE 様式―１	NITE 様式―２	特に定めていない

（注）

* 消費者事故情報の一元化の観点、及び、消費者庁からの要請を踏まえ、NITE が事業者等からの事故情報を収集し、消費者庁及び経済産業省に連絡いたします。

** 消費生活センター、消防、警察等の機関については、消費者庁に報告いただくことになりますが、引き続き、事故情報の調査分析の迅速化等の観点から、NITE に対しても、併せて、情報提供いただくようお願いします。

*** 販売事業者、設置工事事業者、修理事業者については、消費生活用製品安全法第３４条第２項に基づき、重大製品事故が発生したことを知ったときは、その旨を製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

8.2 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への業務用電気用品の事故報告

◇ 電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）第２条に規定する電気用品であって、消費生活用製品安全法第２条第１項に規定する**消費生活用製品に当たらないもの**（以下「業務用電気用品」といい、以下に列記したものを指す。）の使用に伴い生じた事故（消費生活用製品安全法第２条第５項に規定する**重大製品事故か否かを問わない**。）が発生したことを知った場合には、当該業務用電気用品の製造事業者又は輸入事業者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）本部又は最寄りの支所へ速やかに報告してください。

◇ 次頁に示した業務用電気用品は、あくまでも目安であり、今後、一般消費者に広く利用されるなど、時代の推移とともに、消費生活用製品に変更される場合もあり得ます。また、例えば、複写機のように業務用の大型機と、個人用の小型機が存在する場合には、個人用の小型機は広く一般消費者に使用されていることなどから、消費生活用製品に該当しますが、専ら事務所や事業場等で利用される大型機は業務用に該当します。したがって、下記列記されていませんが、電気用品安全法の対象である業務用の複写機で事故が発生した場合には、これも独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告をしてください。

◇ なお、**平成１７年４月１日付け平成 17･03･24 商局第３号「電気用品の事故等に係る報告要領の制定について」は、廃止しました。このため、電気用品安全法の枠組みで実施していた電気用品に係る事故報告、消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の制度にて、事故報告を受け付けることとなりました。**

業務用電気用品一覧

特定電気用品

ゴム絶縁電線、ケーブル(ゴム系のもの/導体の公称断面積が 22㎟以下)、単心ゴムコード、より合わせゴムコード、袋打ちゴムコード、丸打ちゴムコード、その他のゴムコード、キャブタイヤコード(ゴム系のもの)、ゴムキャブタイヤケーブル、ビニルキャブタイヤケーブル（ゴム系のもの)、合成樹脂絶縁電線、ケーブル(合成樹脂のもの/導体の公称断面積が 22㎟以下)、単心ビニルコード、単心ポリエチレンコード、より合わせビニルコード、袋打ちビニルコード、丸打ちビニルコード、その他のビニルコード、その他のポリエチレンコード、キャブタイヤコード(合成樹脂のもの)、金糸コード、ビニルキャブタイヤケーブル（合成樹脂系のもの)、温度ヒューズ、つめ付ヒューズ、管形ヒューズ、その他の包装ヒューズ、タンブラースイッチ、中間スイッチ、ロータリースイッチ、押しボタンスイッチ、プルスイッチ、ペンダントスイッチ、街灯スイッチ、光電式自動点滅器、その他の点滅器、箱開閉器、フロートスイッチ、圧力スイッチ、配線用遮断器、漏電遮断器、カットアウト、ランプレセプタクル、セパラブルプラグボディ、蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スターターソケット、分岐ソケット、キーレスソケット、防水ソケット、キーソケット、プルソケット、ボタンソケット、その他のソケット、ねじ込みローゼット、引掛けローゼット、その他のローゼット、ジョイントボックス、アンペア制用電流制限器、定額制用電流制限器、蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、オゾン発生器用安定器、スチームバス用電熱器、サウナバス用電熱器、自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するものに限り、乗車券用のものを除く。)、電気乗物、電気浴器用電源装置

特定電気用品以外の電気用品

ケーブル(ゴム系のもの/導体の公称断面積が 22㎟を超えるもの)、電気温床線(ゴム系のもの)、蛍光灯電線、ネオン電線、ケーブル(合成樹脂系のもの/導体の公称断面積が 22㎟を超えるもの)、電気温床線(合成樹脂系のもの)、金属製の電線管、一種金属製可撓電線管、二種金属製可撓電線管、その他の金属製可撓電線管、金属製のフロアダクト、一種金属製線樋、二種金属製線樋、金属製のカップリング、金属製のノーマルベンド、金属製のエルボー、金属製のティ、金属製のクロス、金属製のキャップ、金属製のコネクター、金属製のボックス金属製のブッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス(金属製)、合成樹脂製電線管、合成樹脂製可撓管、CD 管、合成樹脂製等のカップリング、合成樹脂製等のノーマルベンド、合成樹脂製等のエルボー、合成樹脂製等のコネクター、合成樹脂製等のボックス、合成樹脂製等のブッシング、合成樹脂製等のキャップ、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス(合成樹脂製)、筒形ヒューズ、栓形ヒューズ、リモートコントロールリレー、カットアウトスイッチ、カバー付ナイフスイッチ、分電盤ユニットスイッチ、電磁開閉器、ライティングダクト、ライティングダクト用のカップリング、ライティングダクト用のエルボー、ライティングダクト用のティ、ライティングダクト用のクロス、ライティングダクト用のフィードインボックス、ライティングダクト用のエンドキャップ、ライティングダクト用のプラグ、ライティングダクト用のアダプター、その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器、表示器用変圧器、ネオン変圧器、燃焼機器用変圧器、ナトリウム灯用安定器、殺菌灯用安定器、反発始動誘導電動機、分相始動誘導電動機、コンデンサー始動誘導電動機、コンデンサー誘導電動機、整流子電動機、くま取りコイル誘導電動機、その他の単相電動機、かご形三相誘導電動機、電気ソーセージ焼き器、電気茶沸器、電気酒かん器、電気湯せん器、毛髪加湿器、タオル蒸し器、電気消毒器(電熱装置)、電気育苗器、電気ふ卵器、電気育すう器、ベルトコンベア、電気製氷機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、選卵機、洗卵機、昆布加工機、するめ加工機、電気製めん機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機、電気氷削機、電気洗米機、野菜洗浄機、ほうじ茶機、包装機械、おしぼり包装機、荷造機械、自動印画定着器、自動印画水洗機、事務用印刷機、あて名印刷機、タイムレコーダー、タイムスタンプ、帳票分類機、コレーター、番号機、硬貨計数機、紙幣計数機、ラベルタグ機械、洗濯物仕上機械、洗濯物折畳み機械、おしぼり巻機、自動販売機（乗車券用のものを除く。)、両替機、理髪いす、電気黒板ふきクリーナー、電気床磨き機、電気靴磨き機、サイレン、電気金切り盤、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気タッパー、広告灯、検卵器、電子式金銭登録機、ジュークボックス、高周波ウェルダー、アーク溶接機、電気さく用電源装置

（注１）上記の中には消費生活用製品の一部として組み込まれる部品も含む。
（注２）今後、一般消費者の使用状況や製品の販路等を踏まえ、上記に分類されるものを消費生活用製品に変更する場合もある。

8.3 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への業務用ＬＰガス器具の事故報告

◇ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第２条第７項に規定する液化石油ガス器具等における、①調整器、②液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、④液化石油ガス用対震自動ガス遮断器のうち、液化石油ガス販売事業者が所有するもの（いわゆる供給設備に用いられる器具で、以下、便宜的に「業務用 LP ガス器具」という。）については、消費生活用製品安全法第２条第１項に規定する**消費生活用製品に当たらないと解します**。

◇ このため、業務用 LP ガス器具における事故報告（消費生活用製品安全法第２条第５項に規定する**重大製品事故か否かを問わない**。）について、業務用 LP ガス器具の製造事業者又は輸入事業者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）本部又は最寄りの支所へ速やかに報告してください。

報告主体と事故の種類（業務用電気用品及び業務用 LP ガス器具）

	製造事業者、輸入事業者
重大製品事故	NITE
非重大製品事故	NITE

◇ なお、業務用電気用品及び業務用 LP ガス器具の事故については、便宜的に、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）を報告窓口としています。事業者への問い合わせや行政指導等の事故対応は、経済産業省が行いますが、必要に応じて消費者庁も行う場合もありますので御注意ください。

Q & A ガス事業法等との関係

●ガス用品等で重大製品事故が発生した場合には、今回の消費生活用製品安全法に基づく報告と、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく報告があるかと思いますが、報告の書式も異なるため、別々に取り扱う必要がありますか。

答 都市ガス用のガス用品については、ガス事業法に基づき、都市ガス事業者から経済産業省産業保安監督部長に、また、液化石油ガス用のガス器具については、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）に基づき、LP ガス事業者から都道府県知事に、報告が義務付けられています。他方、消費生活用製品安全法では、重大製品事故について、製造事業者又は輸入事業者から内閣総理大臣に報告を義務付けています。それぞれ、報告義務対象者が異なり、報告の対象となる事故の範囲も異なるため、別々に扱う必要があります。

8.4 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への事故報告様式

報告様式及び報告窓口は、以下のとおりです。お間違いのないよう御注意ください。

【非重大製品事故に関する NITE への報告様式（製造事業者、輸入事業者用）】

（nite 様式-1）

取扱注意

報告書
（製造事業者、輸入事業者用）

（注）※印の欄には記入しないでください。

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

製品名		品名（ブランド名）			
		機種・型式等	（生産国名：　　）		
事故発生年月日	年　月　日　午前・午後　時頃				
火災の有無	1.有　2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有　2.無	製品被害の有無	1.有　2.無 （全損・一部破損・不明）
人的被害区分	①死亡（　）名				
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名				
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日未満のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名				
	④人的被害なし				
事故内容	①事実関係（詳細を記述してください。） ・同一機種による類似事故の発生件数：　　件（本件を除く） ・当該製品の周辺への被害拡大の有無：1.あり（その概要　　）　2.なし ・リコール実績の有無：1.あり（　　年　　月）　2.なし				
	②事故発生の原因 1.設計不良　2.製造不良　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備 6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.その他（　　） （以下、詳細を記述してください。）				
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　5.製造工程の改善 6.品質管理の強化　7.製品の回収　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起 10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.その他（　　） （以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述してください。）				

	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 （名 称） （連絡先）
	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 （名 称） （連絡先）
事故を認識した契機と日	（認識した契機）
	（認識した年月日） 年　月　日　午前・午後　時頃
事故発生場所	●（住所）
	（具体的場所）
当該型式品の製造時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
当該型式品の輸入時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
当該型式品の販売時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
製造・輸入事業者の名称及び所在地	（数量）：
製造・輸入事業者の名称及び所在地	（名称）： （報告者の業種）１.製造事業者　２.輸入事業者 （届出の有無）１.あり（根拠となる法律名：　）　２.なし
	（所在地）： （電話番号）： （担当部署）： （担当部署電話番号）： ●（担当者役職）： ●（担当者氏名）：
所属の業界団体名及び同所在地	（名称）
	（住所）： （電話番号）：

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

（nite 様式-1）補足資料

① 被　害　者	ﾌﾘｶﾞﾅ （姓） （住所） 購入先企業名（　　）	（名） （電話番号）	性別	1.男　2.女 ●（年齢：　　歳）
② 人的被害区分	1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素中毒　17.一酸化炭素以外の中毒（　　） 18.窒息　19.感電　20.その他（　　）			
③ 治　癒　状　況	1.完治　2.治療中　3.不明　　全治（　　日間・内入院　　日間・通院　　日間）			
●④ 被害者の要望	1.被害金額の弁償　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料 6.調査・原因究明　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　　）　9.要望なし （内容）			
●⑤ 被害者への措置	1.被害金額の支払　2.製品交換　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供 6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払 10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）13.謝罪 14.その他（　　）			
	前項 2.～5.において	1.有償　2.無償	被害者の反応	1.納得　2.納得しない
	（内容） （提示金額：　　円）　（支払金額：　　円）			

（注）①～⑤については、被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入してください。

⑥ 事故製品の所有者	ﾌﾘｶﾞﾅ （姓）： （住所）	（名）： （電話番号）
⑦ 製品の購入等年月日及び入手先	年　月　日購入　製品の使用期間　年　ヶ月使用 1.デパート　2.スーパーマーケット　3.一般商店　4.専門店　5.量販店　6.ホームセンター 7.通信販売　8.中古品販売店　9.共済組織等　10.製造事業者　11.輸入事業者 12.その他（　　）　13.不明	
⑧ 貼付されているマーク等の名称		取扱説明書の有無　1.有　2.無　3.不明 保証書添付の有無　1.有　2.無　3.不明 保証書の有効期限　購入日・製造日より　年　月

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付してください。

- 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を②～⑤の欄の情報と併せて nite に提供することを、被害者本人に同意を得る必要があります（ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。）。
- 上記⑥の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を⑦の欄の情報と併せて nite に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要があります（ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。）。
- 上記①、⑥の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

【非重大製品事故に関する NITE への報告様式（販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体（消費生活センター等を含む。）用）】

（nite 様式-2）

取扱注意

通　知　書

（販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体（消費生活センター等を含む。）用）

（注）※印の欄には記入しないでください。

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

製品名 品名（ブランド名）			
機種・型式等		生産国名：	
製品に付されている表示又はマーク		取扱説明書の有無　有　・　無	
事故発生年月日	年　月　日　午前・午後　時頃		
事故発生場所	●（住所） （具体的場所）		
被害者	●氏名：　性別：男　・　女　●年齢：　才		
火災の有無	1.有　2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有　2.無
人的被害の概要	1.死亡（　）名　2.負傷又は疾病（全治 30 日以上のもの）（　）名　3. その他軽傷又は疾患 （病院治療（　）名・家庭内治療（　）名）		
	1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素以外の中毒（　） 17.窒息　18.感電　19.その他（　）		
	□人的被害なし		
人的被害以外の被害状況	1.製品破損の有無　有　・　無 2.当該製品の周辺への被害拡大の有無　有（その内容　）　・　無		
製品の購入及び使用状況	購入年月日：　年　月　日　使用期間：　年　ヶ月（　日） 購入先：		
事故内容	（詳細を記述してください。別紙に記載していただいても結構です。）		
事故原因 （貴所における所見）			
●被害者の要望	1.被害金額の弁償　2.製品交換　3.修理・点検　4.引き取り（代金返済）　5.慰謝料 6.調査・原因究明　7.謝罪（他になし） 8.その他（　）		
製造事業者等の名称及び所在地	（名称）： （業種）1.製造事業者　2.輸入事業者　3.発売元　4.その他		
	（所在地）： （電話番号）： ●（担当者氏名）：		
通知書作成者	（名称・機関名）　（氏名） e-mail：		
	（住所）　（電話番号）： （ＦＡＸ）：		
事故品の提供及び事故品の解体についての確認	事故品提供について（事故品をｎｉｔｅに提供していただけますか。）→　可　・　否 事故品返却について（提供いただける場合は、返却する必要がありますか。）→　要　・　否 事故品解体について（試験によって解体してもよろしいですか。）→　可　・　否		

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印の項目の記載（住所については町村以下の部分に限る。）は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

8.5 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の連絡先一覧

独立行政法人製品評価技術基盤機構本部及び支所一覧

所名		郵便番号	住　　所	電話	ＦＡＸ
事故情報専用フリーダイヤルファックス （大阪本部に設置）					0120-23-2529
E-mail による通知先				jiko@nite.go.jp	
本部	大阪	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館	06-6942-1114	06-6946-7280
	東京	151-0066	東京都渋谷区西原 2-49-10	03-3481-1820	03-3481-1934
北海道支所		060-0808	北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2324	011-709-2326
東北支所		983-0833	宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18	022-256-6423	022-256-6434
北関東支所		376-0042	群馬県桐生市堤町 3-7-4	0277-22-5471	0277-43-5063
中部支所		460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-951-1931	052-951-3902
北陸支所		920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-231-0435	076-231-0449
中国支所		730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館	082-211-0411	082-221-5223
四国支所		760-0023	香川県高松市町寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング５Ｆ	087-851-3961	087-851-3963
九州支所		815-0032	福岡県福岡市南区塩原 2-1-28	092-551-1315	092-551-1329

8.6 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への事故情報収集制度における事故情報の処理

◇ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）では、受け付けた事故について、個別に原因究明を行います。調査に当たっては、NITE が自ら原因究明を実施することに加え、関係行政機関（消防、警察等）における原因究明に NITE も共に協力することの他に、製造事業者又は輸入事業者の皆様にも資料提供や事故原因の分析と事故品等の提供を求めますので、御協力をお願いします。なお、事故を受け付けた後は以下のとおり取扱います。

◇ 受け付けた事故については、1 週間ごとにとりまとめ、事故受付年月日、品名（一般的な名称）、事故発生年月日、事故内容、被害状況、被害発生都道府県名を、事故を受け付けた週の翌週に独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイト上で公表します。なお、当該事故がリコール製品に関する事故である場合は、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名も公表します。

◇ 受け付けた事故は個別に原因究明を行います。このため、製造事業者又は輸入事業者に事故発生時の詳細の状況、製品に関する情報、製品試験結果のデータ等を照会したり、必要に応じて緊急試買調査等を実施し、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）自らが事故原因の究明を行う場合もあります。製造事業者又は輸入事業者のみならず販売事業者等の関係事業者も含め、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が実施する原因究明には積極的に協力してください。

◇ 事故原因の分析結果は、第三者で組織する**「事故動向等解析専門委員会」**に諮った後、四半期ごと、事故の原因究明結果を公表します。公表する内容は、事故発生年月日、事故発生地、品名、製品使用期間、事故通知内容、事故原因、再発防止措置、通知者の属性、受付年月日です。その際、製品に起因する事故である場合は、製造事業者又は輸入事業者に確認を頂いた上で、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名も公表します。

◇ 上記のスキームのほか、同一製品で事故が多発するなど再発防止のため緊急に消費者に注意喚起を行う必要が生じたときには、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）はプレス発表、注意喚起ちらし等により、事故の周知、対策等を随時公表します。

Q＆A その他

●重大製品事故の報告を行った場合、例えば、製造物責任法（PL 法）等の民事上の責任も負うことになるのでしょうか。

回答　事故報告制度においては、製造事業者又は輸入事業者が国への事故報告を行った事実をもって、直ちに製品欠陥があるということを認めたことにはならないことから、事故報告の義務を履行したことをもって、直ちに民事上又は刑事上の責任を負うことにはなりません。

●製造物責任法（PL 法）では、製品を引き渡してから１０年間という時効がありますが、本制度にはないのですか。

回答　**本制度には**除斥期間はありません。自ら製造又は輸入した製品については、その製品が存在する限り、報告義務は存在します。